

平成28年第1回泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成28年3月3日提出)

議 案			ページ
種 類	番 号		
議 案	1	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	1
議 案	2	市道路線の認定について	5
議 案	3	調停の申立てについて	35
議 案	4	環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する協議について	37
議 案	5	泉州南消防組合規約の変更に係る協議について	41
議 案	6	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	45
議 案	7	泉南市行政不服審査に関する条例の制定について	61
議 案	8	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	67
議 案	9	泉南市空家等対策協議会に関する条例の制定について	73
議 案	10	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	77
議 案	11	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	85
議 案	13	議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	91
議 案	14	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	95
議 案	15	泉南市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止について	99
議 案	16	泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について	103
議 案	17	泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	109
議 案	18	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	113
議 案	19	平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）	117
議 案	20	平成27年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	151
議 案	21	平成27年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	161
議 案	22	平成27年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	171
議 案	23	平成27年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	181

議案	24	平成27年度泉南市水道事業会計補正予算（第2号）	189
議案	25	平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）	197
議案	26	平成27年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）	245
議案	27	平成27年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	251
議案	28	平成27年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	257
議案	29	平成28年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議案	30	平成28年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議案	31	平成28年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議案	32	平成28年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議案	33	平成28年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議案	34	平成28年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議案	35	平成28年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議案	36	平成28年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	37	平成28年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議 案	38	平成28年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議 案	39	平成28年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議 案	40	平成28年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議 案	41	平成28年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議 案	42	平成28年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算	別冊
議 案	43	平成28年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計予算	別冊
議 案	44	平成28年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案	45	平成28年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案	46	平成28年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議 案	47	平成28年度泉南市水道事業会計予算	別冊

議案第1号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達市場31番地の16
氏 名 田 中 千 賀 子 (たなか ちかこ)
生年月日 昭和27年 1月11日
職 業 無 職

提案理由

田中千賀子氏は、平成28年12月31日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め、再推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第1号参考

田中 千賀子氏 経歴

昭和45年 3月	島野工業株式会社（現（株）シマノ）入社
同 48年10月	帝塚山学院短期大学二部文学科卒業
同 51年 9月	島野工業株式会社（現（株）シマノ）退社
平成13年 4月	泉南市PTA協議会母親代表
同 14年 4月	泉南市立信達中学校PTA書記
同 15年 4月	泉南市立信達中学校PTA母親代表
同 17年 4月	泉南市青少年指導員
同 19年12月	泉南市民生主任児童委員
同 25年10月	泉南市人権擁護委員（1期目）（現在に至る。）
同 26年 4月	子どもの人権専門委員

議案第2号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線の認定について議会の議決を求める。

平成28年3月3日提出

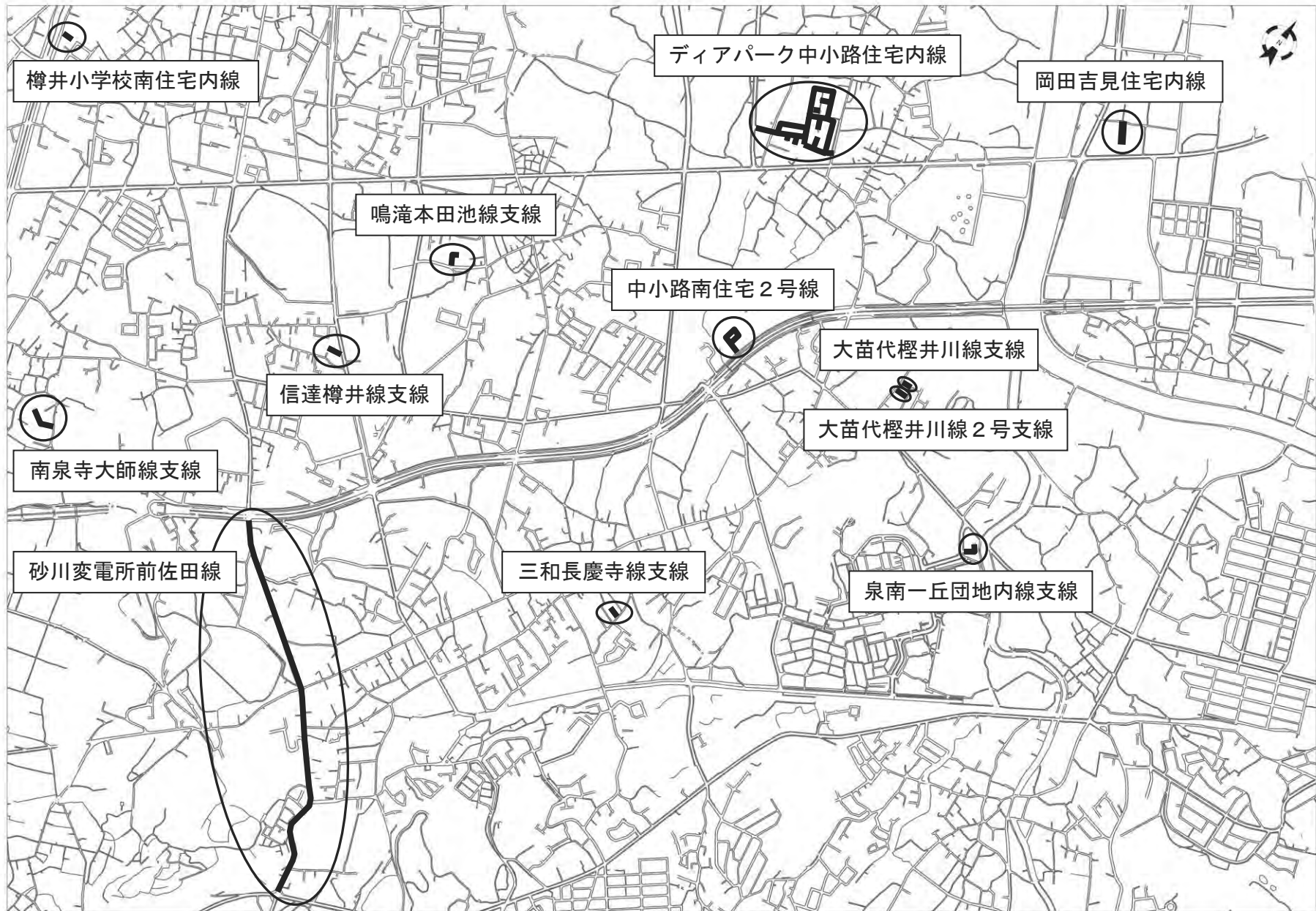
泉南市長 竹 中 勇 人

1 認定路線

路 線 名	起 点	道路の最大最小幅員	道路延長	重要な経過地
	終 点			
砂川変電所前佐田線	樽井975-4番地先	16.9 m ～ 6.8 m	992.3 m	
	信達牧野1087-1番地先			
泉南一丘団地内線支線	信達大苗代36-15番地先	6.9 m ～ 4.9 m	72.8 m	
	信達大苗代130-2番地先			
ディアパーク中小路住宅内線	岡田二丁目549-1番地先	9.9 m ～ 6.0 m	1,000.4 m	
	中小路一丁目1-102番地先			
南泉寺大師線支線	馬場二丁目303-8番地先	6.0 m ～ 6.0 m	96.0 m	
	馬場二丁目315-6番地先			
岡田吉見住宅内線	岡田1732-2番地先	6.0 m ～ 6.0 m	49.6 m	
	岡田1731-1番地先			

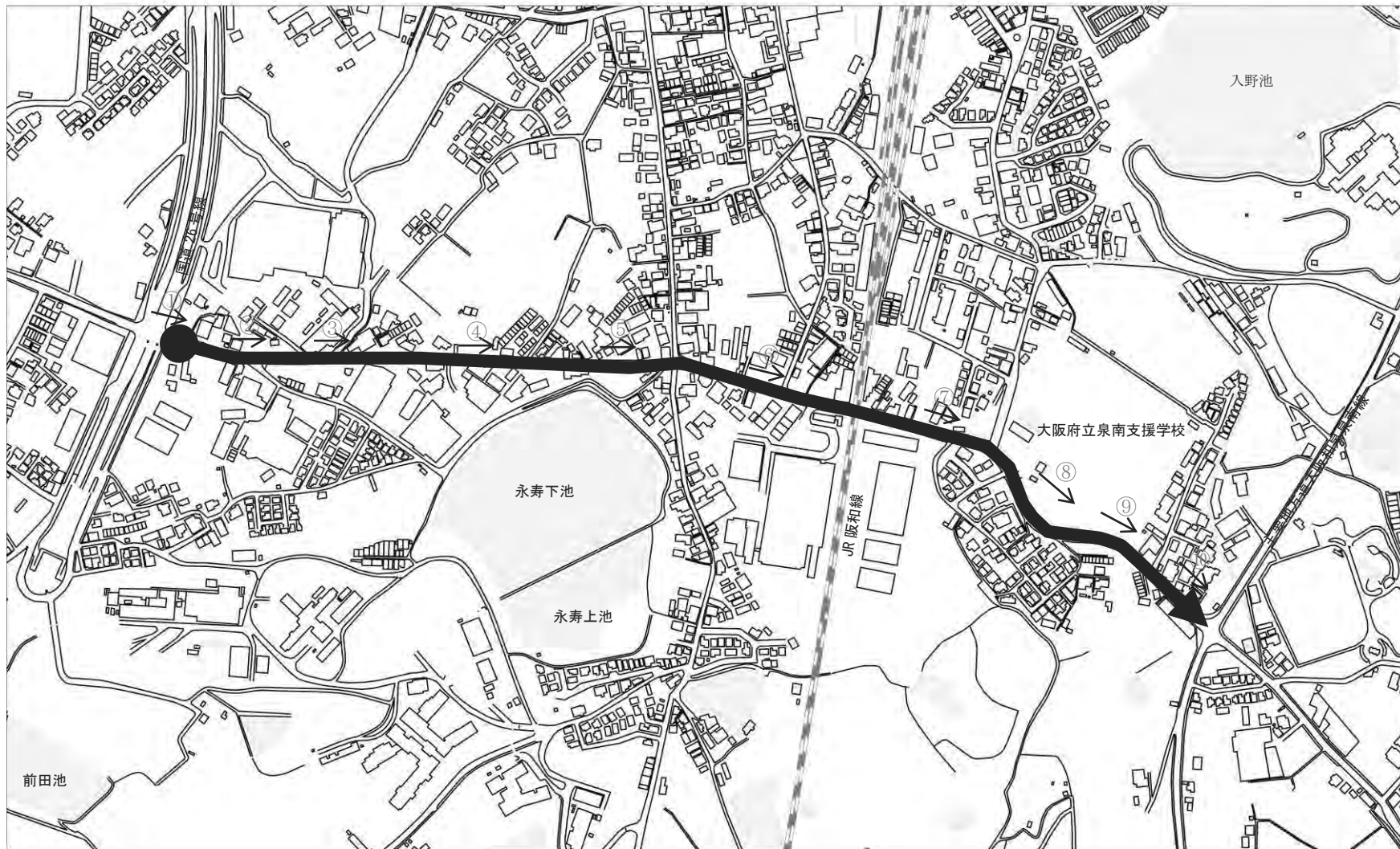
路 線 名	起 点	道路の最大最小幅員	道路延長	重要な経過地
	終 点			
信達樽井線支線	樽井二丁目779-3番地先	6.9 m ~ 6.9 m	44.7 m	
	樽井二丁目782-4番地先			
三和長慶寺線支線	信達市場1125-15番地先	6.0 m ~ 6.0 m	42.0 m	
	信達市場1125-11番地先			
中小路南住宅2号線	中小路二丁目769-2番地先	6.0 m ~ 5.5 m	192.8 m	
	中小路二丁目769-26番地先			
樽井小学校南住宅内線	樽井四丁目676-5番地先	4.9 m ~ 4.9 m	24.2 m	
	樽井四丁目676-6番地先			
大苗代檜井川線支線	信達大苗代1038-17番地先	5.0 m ~ 5.0 m	32.9 m	
	信達大苗代1038-10番地先			
大苗代檜井川線2号支線	信達大苗代565-10番地先	6.0 m ~ 6.0 m	38.2 m	
	信達大苗代565-8番地先			
鳴滝本田池線支線	樽井九丁目1148-3番地先	6.0 m ~ 5.0 m	78.9 m	
	樽井九丁目1181-3番地先			

認定路線位置図



認定路線

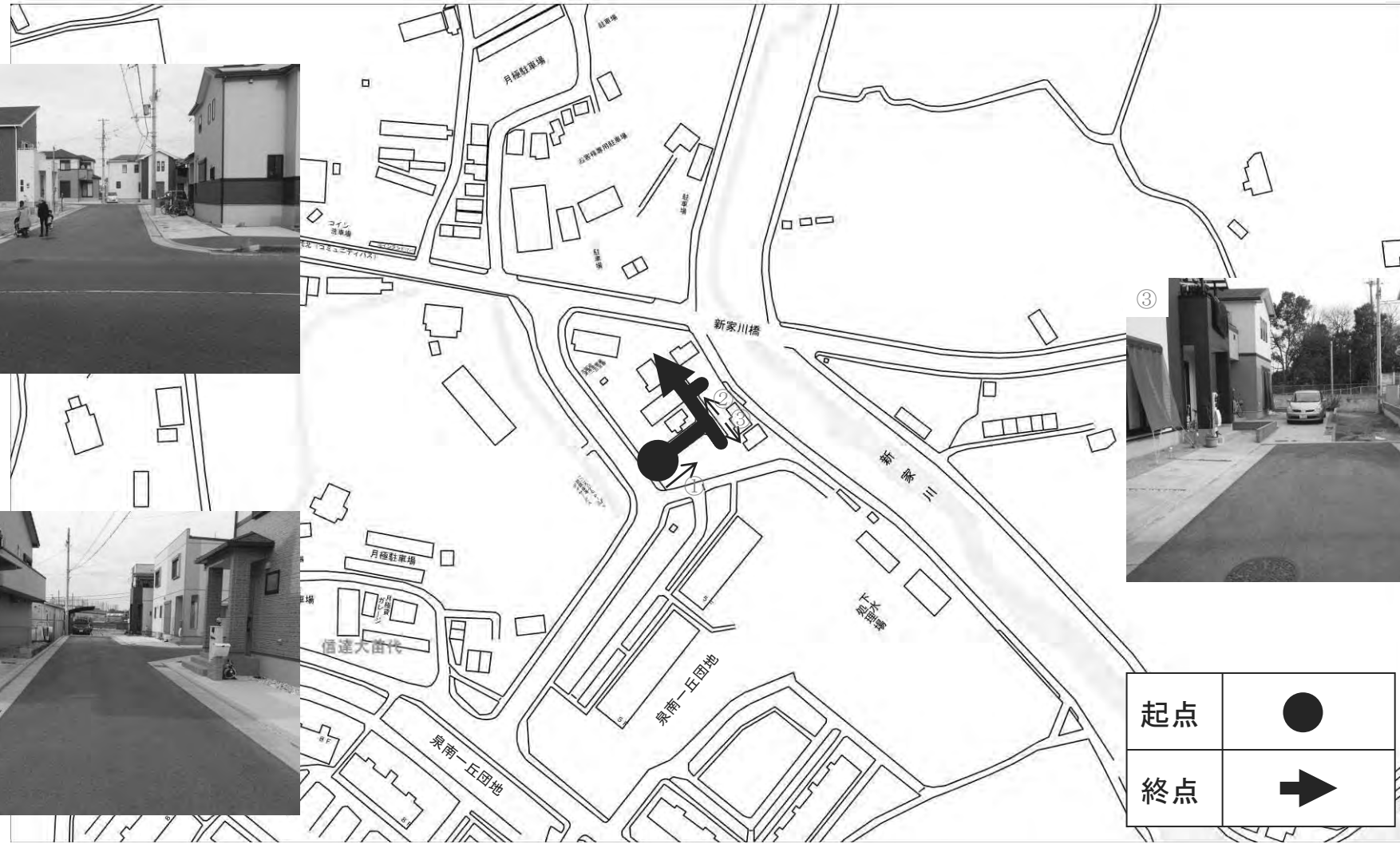
砂川変電所前佐田線





認定路線

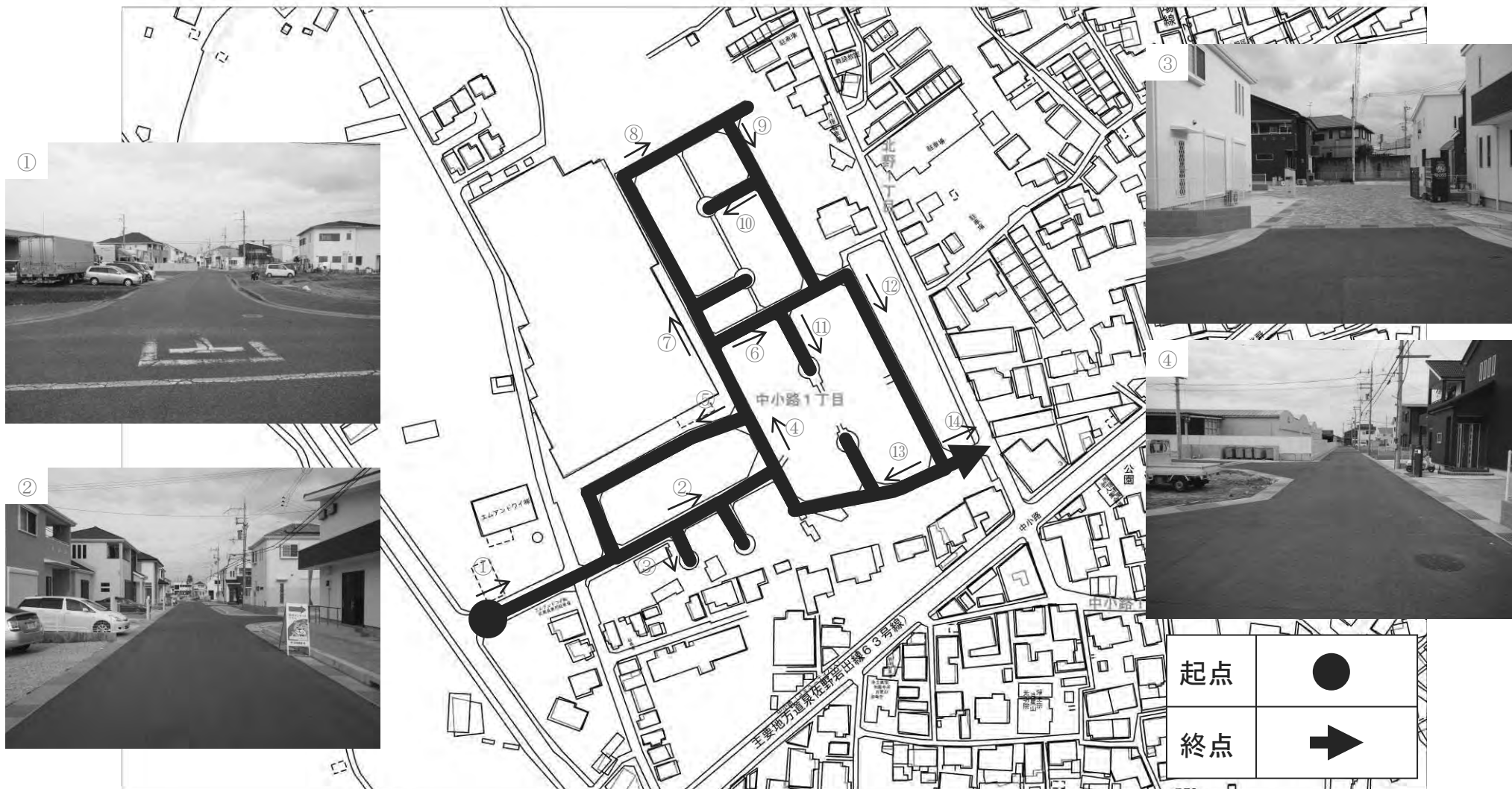
泉南一丘団地内線支線



起点	●
終点	➔

認定路線

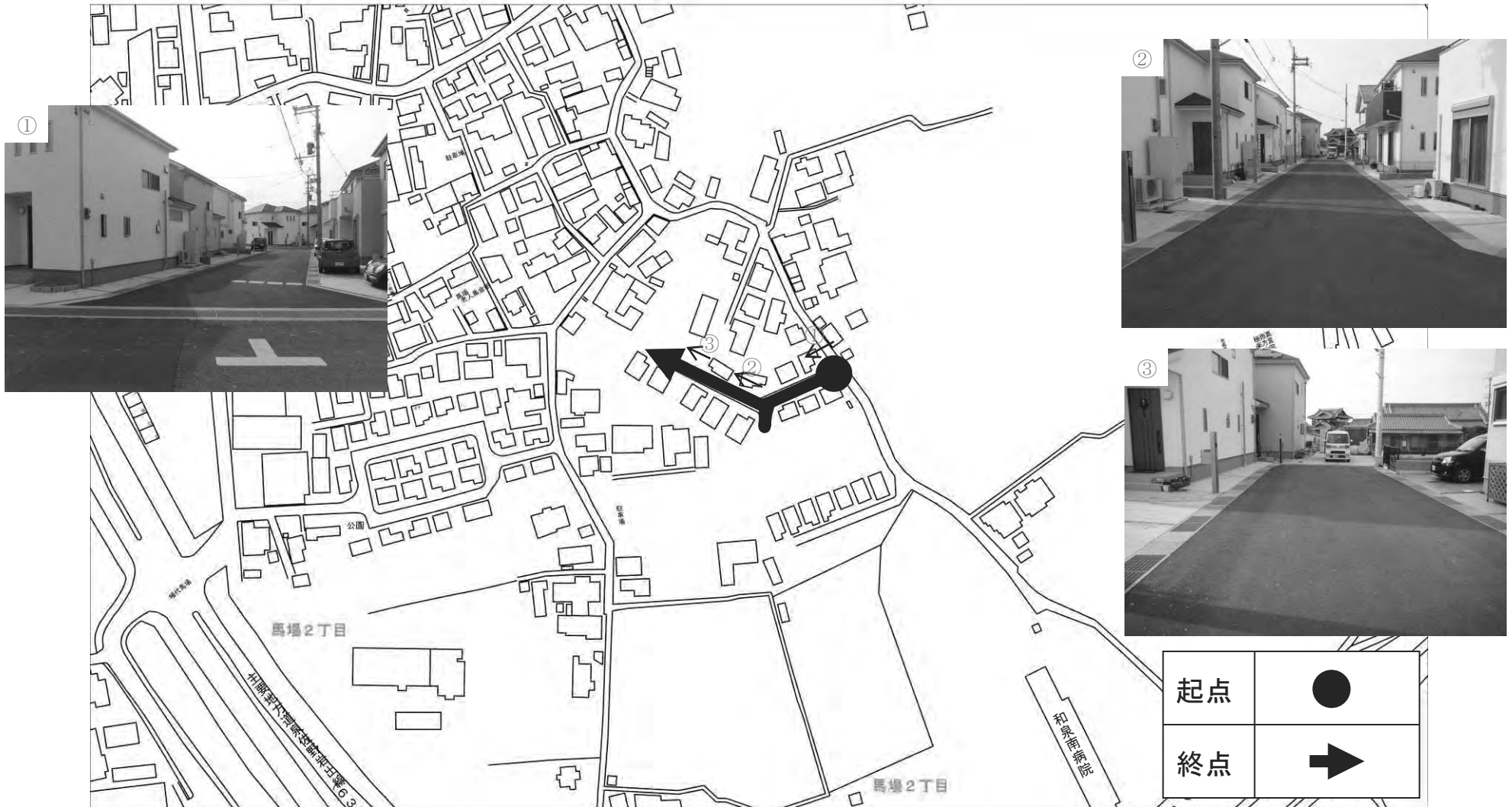
ディアパーク中小路住宅内線





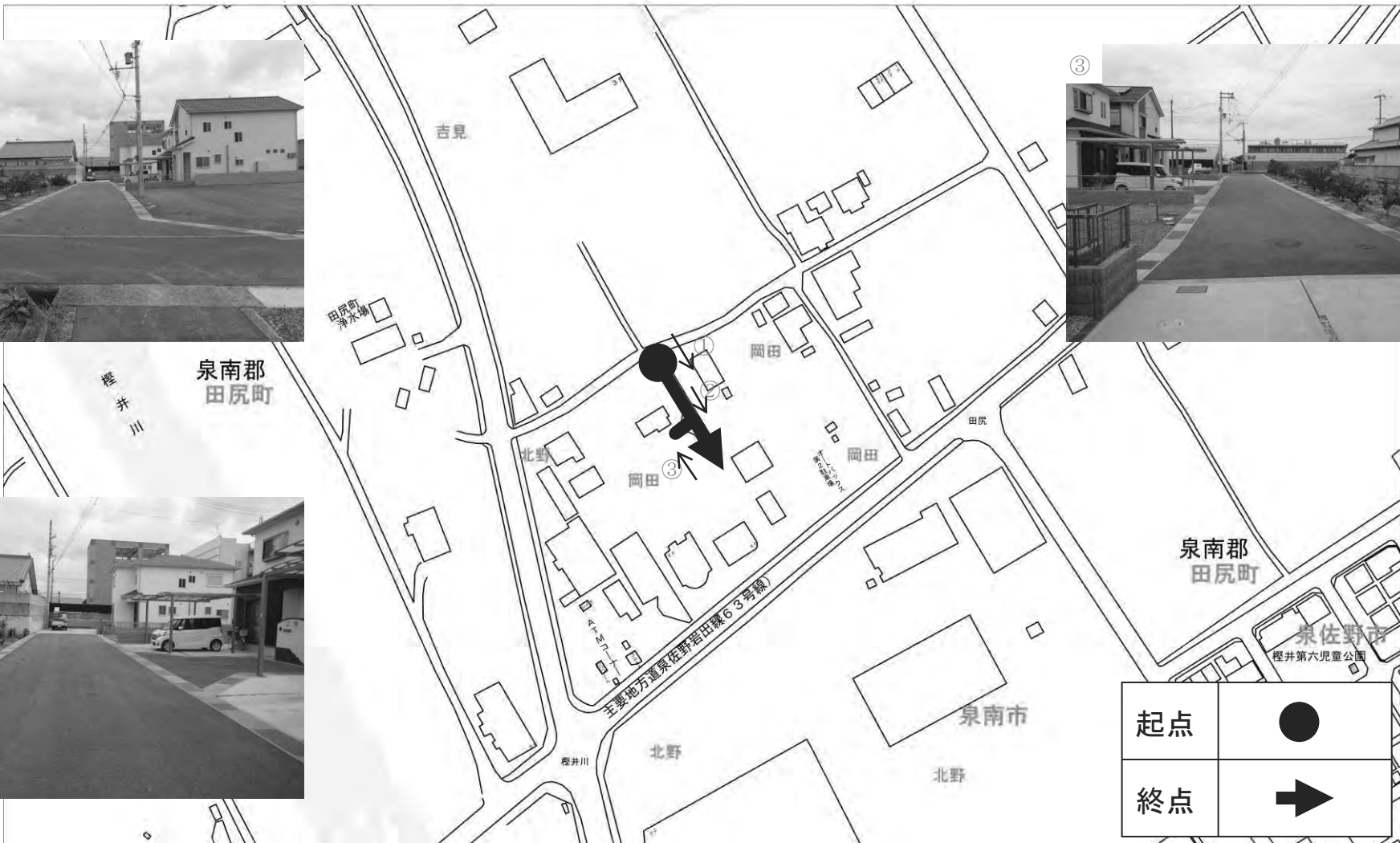
認定路線

南泉寺大師線支線



認定路線

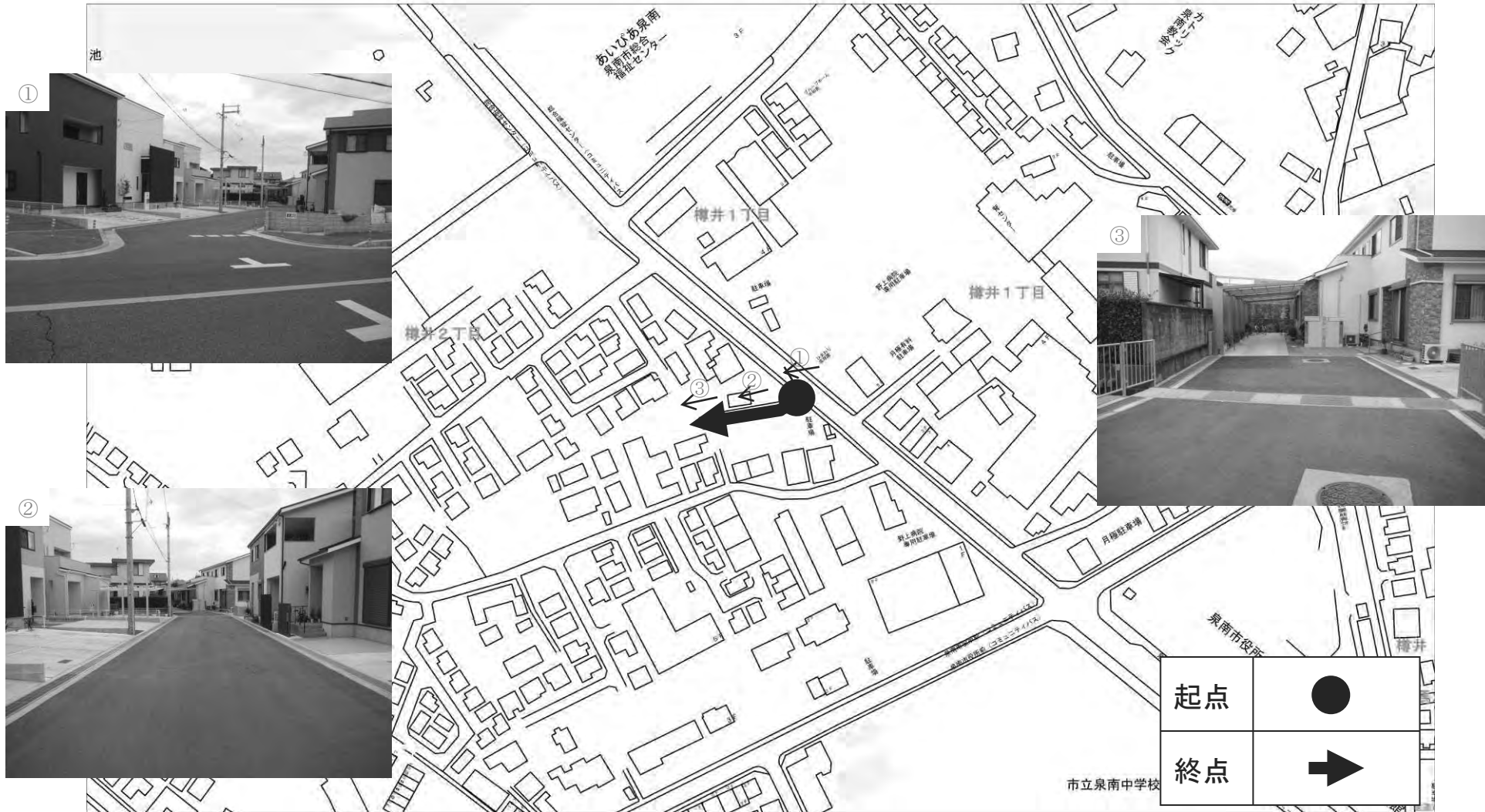
岡田吉見住宅内線



起点	●
終点	➔

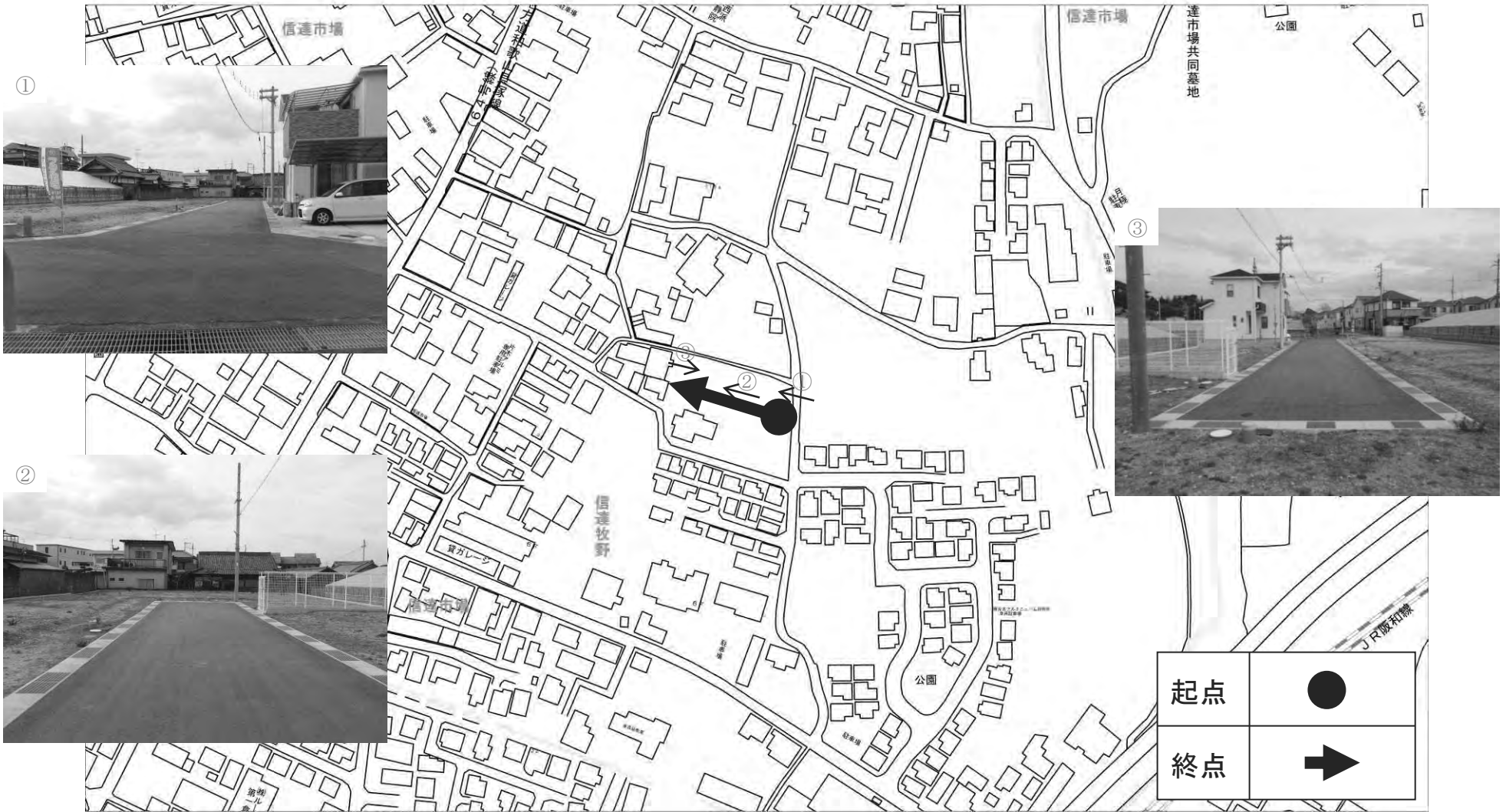
認定路線

信達樽井線支線



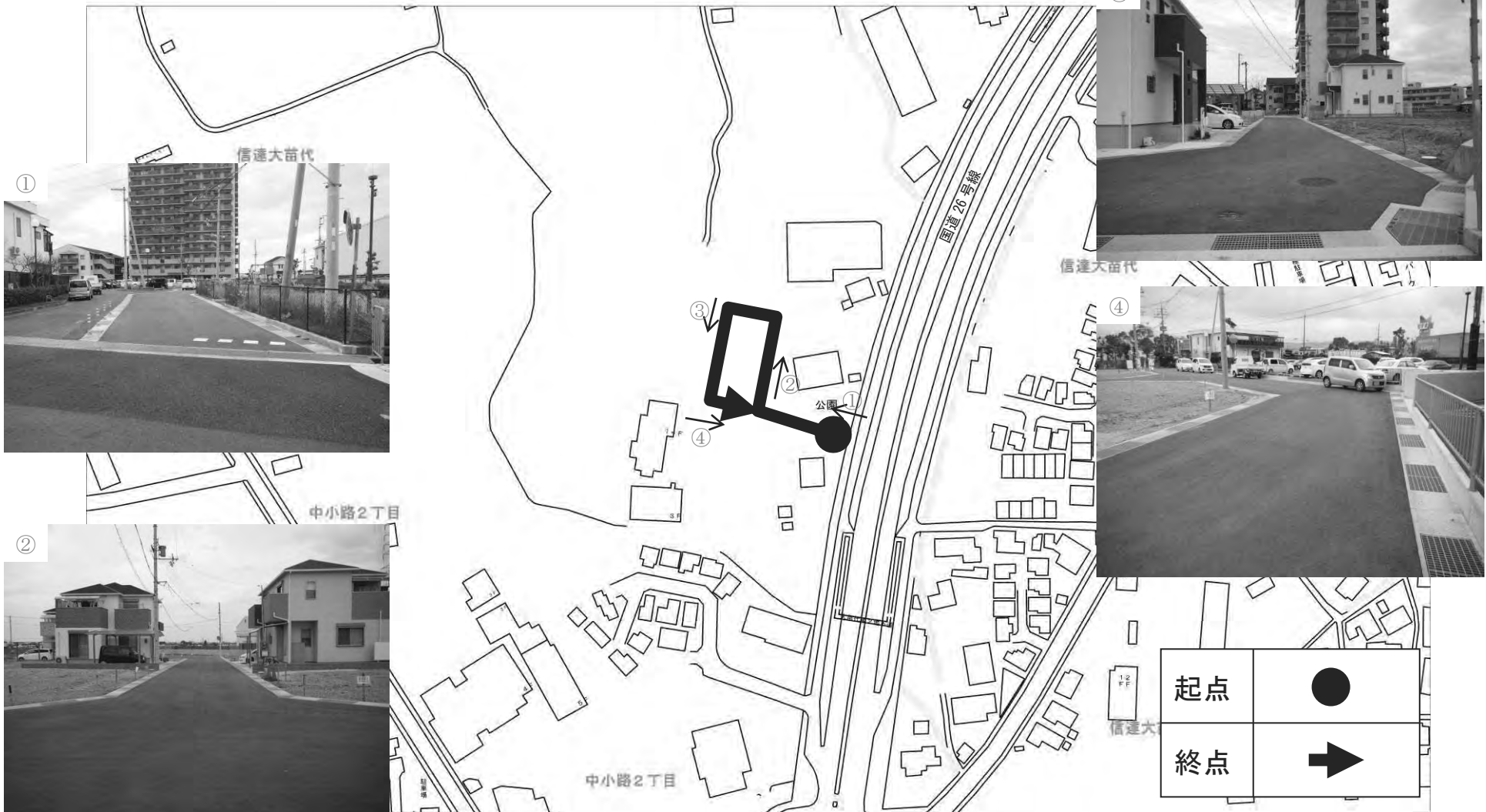
認定路線

三和長慶寺線支線



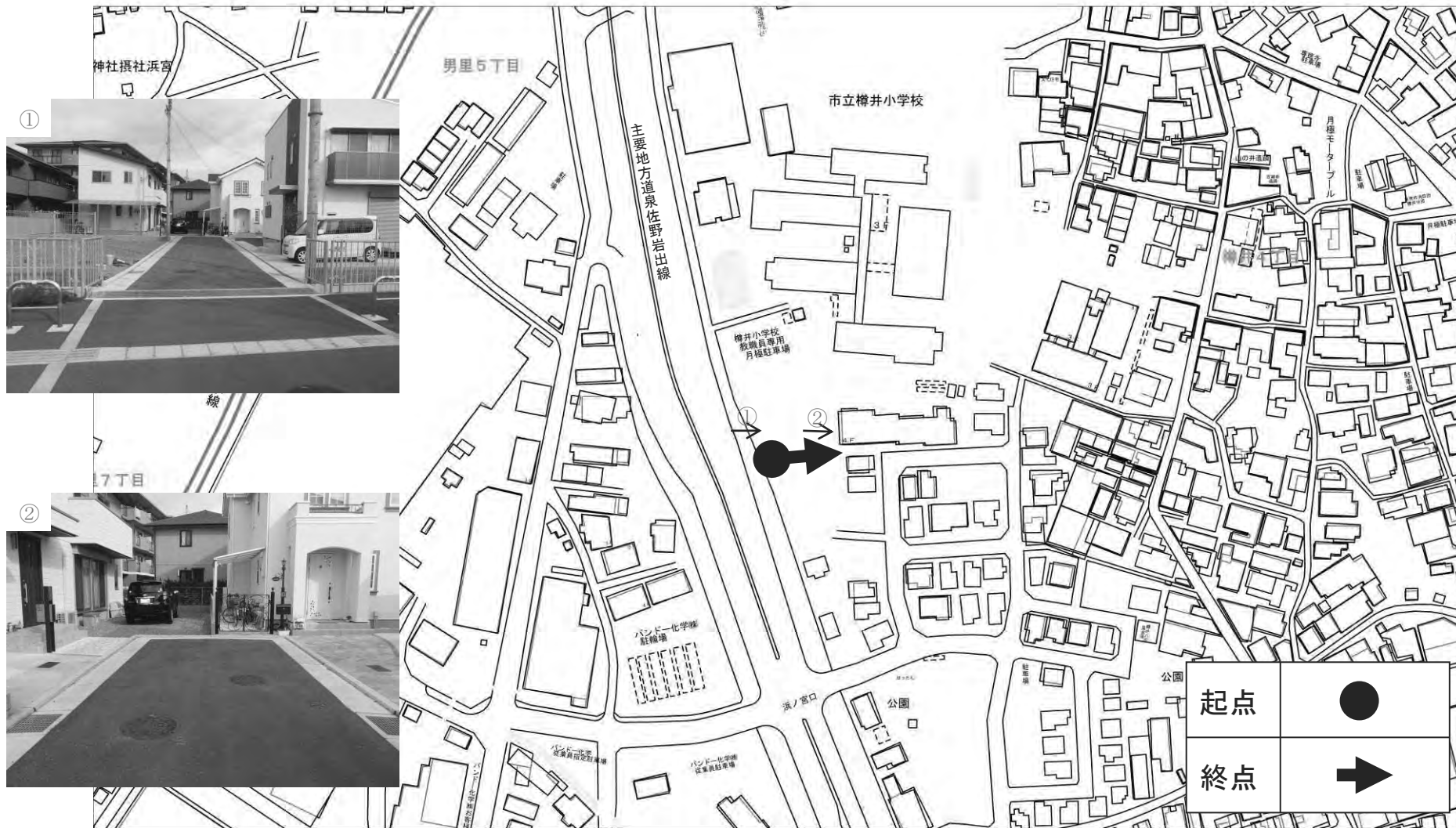
認定路線

中小路南住宅 2 号線



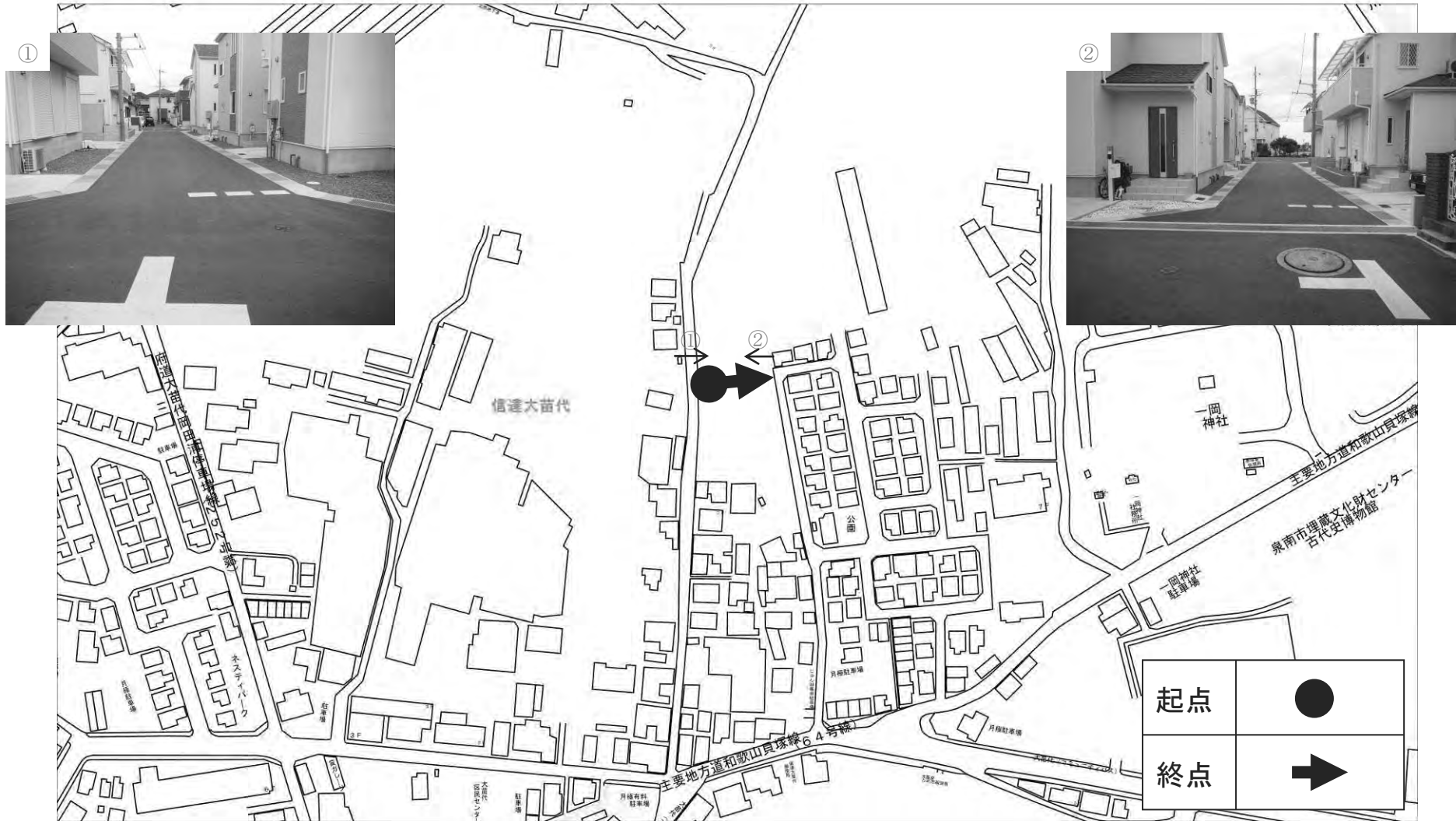
認定路線

樽井小学校南住宅内線



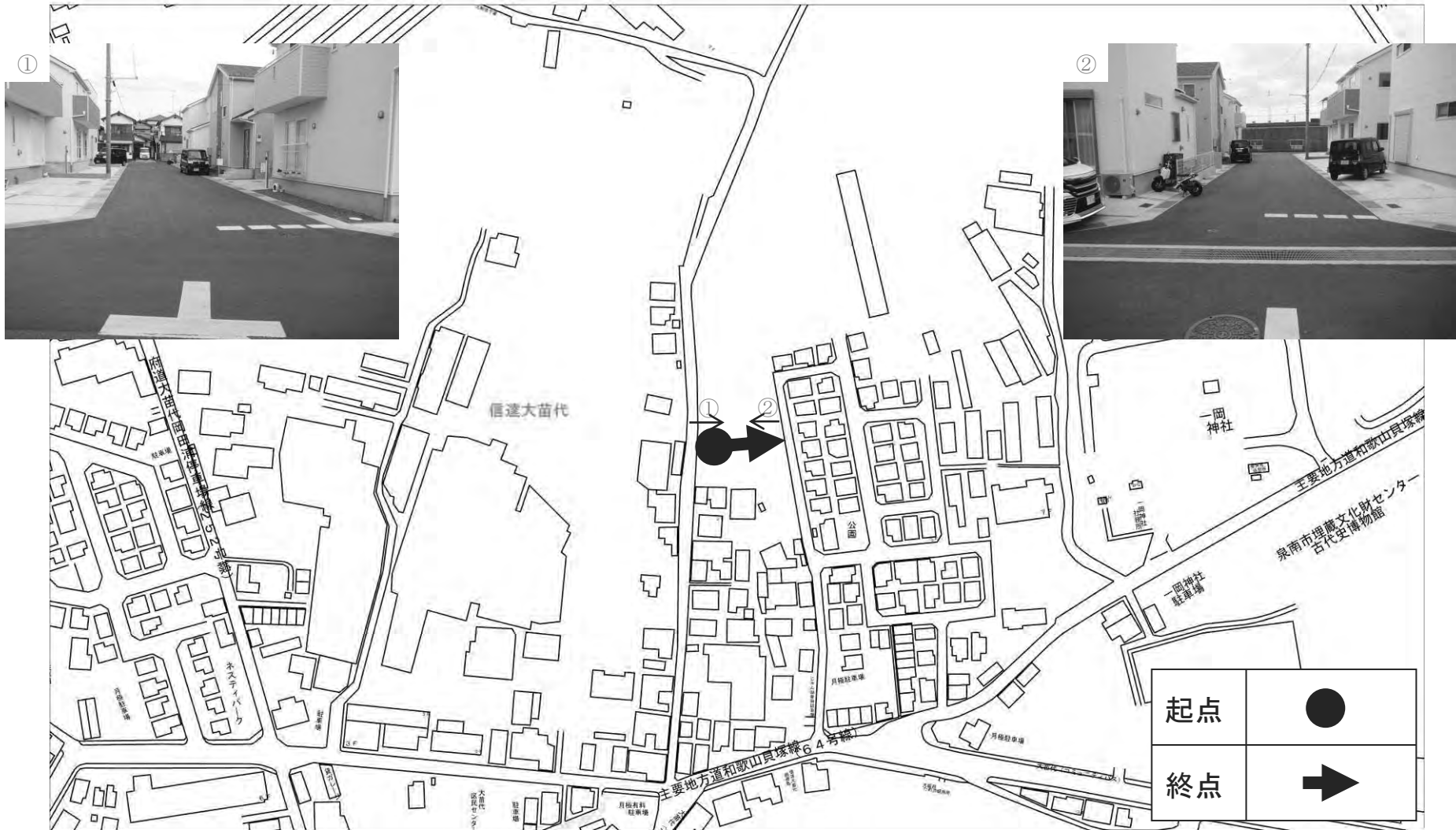
認定路線

大苗代樫井川線支線



認定路線

大苗代榎井川線 2号支線



起点	●
終点	➡

認定路線

鳴滝本田池線支線



議案第 3 号

調停の申立てについて

樽井地区財産区財産土地の賃料の増額について、下記相手方に対し次のとおり調停の申立てをしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

- 1 調停の申立てをする相手方の住所及び氏名
泉南市樽井五丁目 4 3 番 3 号
中央土地株式会社
代表取締役 石堂 知司夫

- 2 調停の申立ての要旨

市は、相手方に対し次の土地の賃料を増額し、適正な賃料による平成 27 年度賃貸借契約の締結を図るため調停を求める。

所 在 泉南市樽井五丁目1757番外、18筆

登記地目 田8筆、畑1筆、宅地4筆、原野5筆、雑種地1筆 計19筆

登記地積 合計 11,950.03㎡

3 授権事項

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、訴訟を提起することができる。

議案第4号

環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する協議について

環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、泉佐野市と協議するにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することについて、泉佐野市と協議するにつき、議会の議決を求めるものである。

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 泉南市は、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第21号）の規定に基づき、大阪府から権限移譲を受けた次に掲げる環境農林水産行政に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市に委託する。

- (1) 動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置
- (2) 獣医師法に基づく獣医師の届出受理
- (3) 家畜市場の登録等
- (4) ふ化業者の登録事務等
- (5) 農薬販売業の届出等
- (6) 肥料販売業の届出等
- (7) 都市緑地法に基づく緑地保全計画の策定等
- (8) 緑地管理機構の指定等
- (9) 生産事業者の登録、登録証交付、立入検査等
- (10) 分収林契約締結の斡旋（募集）、届出受理、勧告、報告徴収等
- (11) 入会林野整備計画の認可、意見聴取、調停等
- (12) 生産森林組合の設立認可等
- (13) 果樹園経営計画の認定、報告の徴収
- (14) エコファーマーの認定

(管理及び執行)

第2条 委託事務の管理及び執行については、泉佐野市の条例及び規則その他の規程の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、泉南市の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、泉佐野市長と泉南市長が協議して定める。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴う収入の帰属は、泉佐野市長と泉南市長が協議して定める。

(連絡会議)

第5条 泉佐野市長及び泉南市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、泉佐野市長と泉南市長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 5 号

泉州南消防組合同規約の変更に係る協議について

泉州南消防組合同規約（平成 24 年 1 月 14 日大阪府知事許可）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により泉佐野市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町と協議するにつき、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉州南消防組合同規約中の管理者等に関する規定の一部を変更する必要があるため、3 市 3 町で協議するにあたり議会の議決を求めるものである。

泉州南消防組合理約の一部を変更する規約

泉州南消防組合理約（平成24年11月14日許可）の一部を次のように変更する。

第11条第1項中「長の」を「市の長のうちから」に改め、同条第3項中「市町」を「市」に改める。

第12条中「関係市町の長の任期による」を「2年とする」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 管理者又は副管理者が関係市町の長でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 前項の規定により、管理者又は副管理者がその職を失い、新たな者が選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に在任している管理者及び副管理者の任期については、改正後の第12条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

議案第 6 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

人事院勧告に準じ、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する一般職の給料月額及び勤勉手当並びに泉南市議会議員及び特別職の期末手当を改定するため、関係規定について所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加え、同項第3号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の39」の次に「、12月に支給する場合においては100分の44」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

一般職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300

職員以外の 職員	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000

23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400

43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		

63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		

83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					
101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					

103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						

	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700
任期付職員		187,400	215,100	259,500	279,800	295,400	321,400	364,100	398,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級						
		給料月額	給料月額	給料月額						
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員	1	153,600	169,500	287,300			11	171,200	192,300	313,000
	2	155,100	171,600	289,900			12	173,200	195,000	315,900
	3	156,600	173,700	292,800			13	175,200	197,900	318,500
	4	158,100	175,900	295,400			14	177,400	199,600	320,500
	5	159,800	177,900	297,900			15	179,600	201,200	322,600
	6	161,700	180,100	300,300			16	181,800	202,900	324,900
	7	163,500	182,300	302,700			17	184,100	204,700	327,200
	8	165,300	184,500	305,100			18	186,700	206,400	329,400
	9	167,100	186,800	307,600			19	189,200	208,100	331,700
	10	169,200	189,600	310,300			20	191,700	209,700	333,900
						21	194,200	211,500	336,200	
						22	195,900	213,400	338,400	

23	197,600	215,300	340,700
24	199,300	217,200	343,000
25	200,800	218,900	345,000
26	202,400	220,900	346,800
27	204,000	222,900	348,700
28	205,500	224,900	350,600
29	207,200	226,800	352,500
30	208,900	229,500	354,300
31	210,600	232,200	356,000
32	212,300	234,900	357,900
33	213,800	237,500	359,600
34	215,500	240,300	361,300
35	217,200	242,900	363,000
36	218,900	245,600	364,800
37	220,400	248,100	366,700
38	222,100	250,600	368,200
39	223,800	253,100	369,800
40	225,500	255,500	371,400
41	227,100	258,200	372,700
42	228,800	260,600	374,100

43	230,400	262,800	375,500
44	232,000	265,000	377,000
45	233,700	267,200	378,500
46	235,200	269,400	380,100
47	236,600	271,600	381,700
48	238,000	273,700	383,200
49	239,400	276,000	384,600
50	240,800	278,000	386,100
51	242,300	280,000	387,600
52	243,500	282,000	389,000
53	244,700	283,900	390,200
54	246,100	286,400	391,500
55	247,400	288,700	392,600
56	248,600	291,200	393,700
57	249,900	293,400	395,100
58	251,100	295,900	396,300
59	252,200	298,300	397,500
60	253,400	301,000	398,800
61	254,800	303,400	400,000
62	256,100	305,800	401,000

63	257,300	308,300	402,400
64	258,300	310,700	403,700
65	259,300	313,100	404,900
66	260,700	315,300	406,000
67	262,200	317,400	407,200
68	263,700	319,600	408,300
69	265,300	321,900	409,300
70	266,800	324,000	410,500
71	268,300	326,200	411,700
72	269,800	328,200	412,900
73	271,000	330,400	413,500
74	272,200	332,500	414,300
75	273,500	334,700	415,000
76	274,800	336,900	415,500
77	276,200	338,700	415,800
78	277,300	340,600	416,200
79	278,500	342,500	416,600
80	279,700	344,300	417,000
81	281,000	346,100	417,300
82	281,900	347,900	417,700

83	283,100	349,600	418,100
84	284,300	351,400	418,400
85	285,300	352,800	418,700
86	286,200	354,400	419,100
87	287,200	355,900	419,500
88	288,200	357,400	419,800
89	289,300	358,800	420,100
90	290,200	360,100	420,400
91	291,100	361,500	420700
92	292,000	362,900	420900
93	292,500	364,400	421100
94	293,200	365,700	
95	293,900	367,000	
96	294,700	368,200	
97	295,500	369,200	
98	296,300	370,200	
99	297,100	371,200	
100	297,800	372,200	
101	298,700	373,100	
102	299,200	374,100	

103	299,700	375,100	
104	300,200	376,100	
105	300,400	376,900	
106	300,800	377,800	
107	301,100	378,700	
108	301,300	379,700	
109	301,500	380,500	
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	
117	303,500	387,600	
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	

123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	
127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	
137		398,900	
138		399,200	
139		399,500	
140		399,800	
141		400,100	
142		400,400	

	143		400,700	
	144		401,000	
	145		401,200	
	146		401,500	
	147		401,800	
	148		402,000	
	149		402,200	
	150		402,500	
	151		402,800	
	152		403,000	
	153		403,200	
	154		403,500	
	155		403,800	
	156		404,000	
	157		404,200	
再任用職員		212,900	258,800	291,400
任期付職員		214,000	264,800	298,300

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭その他の職員で規則に定める者に適用する。

(泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年泉南市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の202.5」を「100分の212.5」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年泉南市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の200」を「100分の210」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職給与条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の一般職給与条例、改正後の議員報酬等条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の一般職給与条例」という。)の規定に基づいて支給された給与(一般職の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成27年泉南市条例第18号。以下この項において「平成27年改正給与条例」という。)附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)、第2条の規定による改正前の泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬又は第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の特別職給与条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職給与条例の規定による給与(平成27年改

正給与条例附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)、改正後の議員報酬等条例の規定による議員報酬又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の支給日の特例)

- 4 改正後の一般職給与条例の規定に基づいて支給される勤勉手当の額から、改正前の一般職給与条例の規定に基づいて支給された勤勉手当の額を減じて得た額に相当する勤勉手当の支給日については、一般職の職員の給与に関する条例第24条第1項中「15日を超えない範囲内」とあるのは、「市長が定める範囲内」と読み替える。

(期末手当の支給日の特例)

- 5 改正後の特別職給与条例の規定に基づいて支給される期末手当の額から、改正前の特別職給与条例の規定に基づき支給された期末手当の額を減じて得た額に相当する期末手当の支給日については、特別職の職員の給与に関する条例第7条第1項中「15日を超えない範囲内」とあるのは、「市長が定める範囲内」と読み替える。

(委任)

- 6 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 7 号

泉南市行政不服審査に関する条例の制定について

泉南市行政不服審査に関する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の施行に伴い、行政不服審査会の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項等を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市行政不服審査に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 行政不服審査会（第3条—第8条）

第3章 手数料（第9条）

第4章 罰則（第10条）

第5章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項及び第4項の規定に基づき泉南市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、条例等に基づく処分に係る審理手続及び審査請求に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

第2章 行政不服審査会

（設置）

第3条 法第81条第1項の規定により、本市に審査会を置く。

(所掌事務)

第4条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他の法に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第6条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、補欠の委員を委嘱するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 手数料

(手数料の額及び減免)

第9条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、次のとおりとする。

(1) 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙 1枚につき10円

(2) 日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙 実費相当額

2 審理員（審査庁が機関等である場合は、審査庁）又は審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第4章 罰則

第10条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第5章 雑則

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表人権ふれあいセンター運営審議会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 7,500円	
-----------	-----------	--

同表中「障害程度区分認定審査会委員」を「障害支援区分認定審査会委員」に改める。

議案第 8 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 6 9 号）の施行に伴い、本市関係条例を整備するため、本条例を提案するものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(泉南市情報公開条例の一部改正)

第1条 泉南市情報公開条例(平成11年泉南市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第7条第1項の決定」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「(昭和37年法律第160号)」を「(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「処分庁又は」及び「決定又は」を削り、同条第2項中「処分庁又は」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(泉南市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 泉南市個人情報保護条例(平成19年泉南市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第23条第1項の決定」の次に「又は当該規定による請求に係る不作為」を加え、「(昭和37年法律第160号)」を「(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「処分庁又は」及び「決定又は」を削り、同条第2項中「処分庁又は」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年泉南市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第7条 泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第8条 泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第9条 泉南市固定資産評価審査委員会条例（昭和32年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(手数料の額等)

第11条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額等は、泉南市行政不服審査に関する条例（平成28年泉南市条例第号）第9条の規定による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第9条の規定による改正後の泉南市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項及び第4項、第11条並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第 9 号

泉南市空家等対策協議会に関する条例の制定について

泉南市空家等対策協議会に関する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき、空家等対策計画の作成及び実施について協議する泉南市空家等対策協議会を設置するため、本条例を提案するものである。

泉南市空家等対策協議会に関する条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、泉南市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会の議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以降、最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員	日額 7,500円
------------	-----------

議案第10号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

人事院勧告に準じ、平成28年4月1日から適用する一般職の勤勉手当、市議会議員及び特別職の期末手当を改定するため、関係規定について所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改め、同項第3号中「、6月に支給する場合においては100分の39、12月に支給する場合においては100分の44」を「100分の41.5」に改める。

(泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年泉南市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の187.5」を「100分の192.5」に、「100分の212.5」を「100分の207.5」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年泉南市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の185」を「100分の190」に、「100分の210」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

国家公務員の管理職員特別勤務手当の支給要件が拡大されたことに伴い、国家公務員に準じ、本市における管理職員特別勤務手当に関する規定の整備を行うため、本条例を提案するものである。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項中「公務の運営の必要」を「規則で定める業務」に改め、「する休日」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が規則で定める業務により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第22条中「、第19条及び前条第1項」を「及び第19条」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を支給する職員に対して、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは休日又はこれら以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

議案第 1 2 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 3 4 号）による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の整備を行う必要から、本条例を提案するものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「標準的な」を削り、「市長が定める」を「、別表第3のとおりとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則に定めるものは、それぞれの職の等級に分類されるものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第3条関係)

(1) 一般職給料表 等級別基準職務表

級	基準となる職務
1級	・定型的な業務を行う職務
2級	・高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	・主任の職務
4級	・係長の職務

	・ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
5 級	・ 課長代理の職務 ・ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務
6 級	・ 課長の職務
7 級	・ 次長の職務
8 級	・ 理事、部長の職務

(2) 教育職給料表 等級別基準職務表

級	基準となる職務
1 級	・ 幼稚園の助教諭の職務 ・ 養護助教諭の職務
2 級	・ 幼稚園の副園長の職務 ・ 幼稚園の教諭の職務 ・ 養護教諭の職務
3 級	・ 幼稚園の園長の職務

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年泉南市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

(泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 3 条 泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年泉南市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び非常勤職員」を削り、同条中第 8 号を第 1 1 号とし、第 7 号を第 1 0 号とし、同条第 6 号中「及び人事

考課」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第13号

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による農業委員会等に関する法律の一部改正により、同法の条項ずれが生じるため、本市関係条例において所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例（昭和61年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条第8号中「第29条」を「第35条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第14号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び泉南市消防団員等
公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例を別紙のように定める。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、議会の議員そ
の他非常勤の職員及び消防団員等の公務災害補償の規定について所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものであ
る。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和46年泉南市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 泉南市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年泉南市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷

病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の泉南市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた泉南市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第 15 号

泉南市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止について

泉南市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 24 年 4 月 1 日から外来診療の高額療養費に対しても現物給付化されたため、泉南市国民健康保険被保険者の高額療養費の資金調達について、本条例の必要性が薄れ、今後も活用の見込みがないことから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例

泉南市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和54年泉南市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第16号

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、市立文化ホールの利用料金の上限額を改定するため、本条例を提案するものである。

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例

泉南市立文化ホール条例（昭和58年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第15条関係）

基本利用料金

利用区分 種別		午前	午後	夜間	全日	超過1時間につ き	冷暖房1時間につ き
		9時から12時 まで	13時から17時ま で	18時から21時ま で	9時から21時ま で		
ホール512 席	平日	24,900円	33,200円	41,500円	99,600円	8,300円	960円
	土・日	29,500円	39,400円	49,200円	118,200円	9,850円	1,140円
リハーサル室1		2,100円	2,900円	3,600円	8,700円	720円	80円
リハーサル室2		1,200円	1,700円	2,100円	5,100円	420円	40円
リハーサル室3		1,200円	1,700円	2,100円	5,100円	420円	40円
楽屋1		800円	1,100円	1,300円	3,300円	270円	40円
楽屋2		800円	1,100円	1,300円	3,300円	270円	40円
楽屋3		800円	1,100円	1,300円	3,300円	270円	40円
展示室		4,500円	6,000円	7,500円	18,000円	1,500円	160円

附属設備利用料金

種別	品名	単位	料金 (1回につき)	備考
舞台設備	所作台	一式	5,000円	
	平台	一式	2,500円	
	反響板	一式	3,000円	
	天板用ライト	一式	1,500円	
	指揮者台	一台	300円	
	指揮者用譜面台	一台	200円	
	松羽目	一式	1,000円	
	竹羽目	一式	1,000円	
	めくり立	一台	200円	
	緋毛せん	一枚	300円	
	金屏風	一双	2,000円	
	銀屏風	一双	2,000円	
	演台	一台	500円	
	譜面台	一台	100円	
	花台(花びん込み)	一台	500円	
	地がすり	一枚	1,000円	
	長座布団	一枚	300円	

照明設備

フットライト	一列	500円
花道フットライト	二列	200円
ボーダーライト	一列	1,000円
サスペンションライト8"平凸	一列	1,500円
サスペンションライト8"フレネル	一列	3,000円
サスペンションライト6"フレネル	一列	700円
アッパーホリゾン トライト	一列	1,200円
ローアホリゾン トライト	一列	1,200円
トーメンタルスポ ットライト	一列	2,000円
シーリングスポッ トライト	一列	1,800円
フロントサイドス ポットライト	一列	1,800円
センターピンスポ ットライト	一台	1,000円

	ミラーボール	一台	800円
	オーロラマシン	一台	800円
	エフェクトマシン	一台	800円
	ロースタンド	一台	100円
	スクリーンのみ (中割共)	一式	1,500円
	ゼラチン	一枚	450円
	スポットライト (各種)	一台	200円
	プロジェクター	一台	3,000円
音響設備	ポータブルミキサー	一台	1,000円
	カセットテープレコーダー卓	一台	1,000円
	ポータブルレコードプレーヤー	一台	1,000円
	コンデンサマイク	一本	500円
	ダイナミックマイク	一本	500円
	ワイヤレスマイク	一本	1,000円

	エレベーターマイク	一本	1,500円	
	レクチャー台 (マイク付)	一台	2,000円	
	ハネ返りスピーカ	一台	1,000円	
	ステージスピーカ	一台	1,000円	
	CDプレーヤー	一台	1,000円	
その他	ピアノ (スタインウェイ)	一台	10,000円	調律料は別
	ピアノ (グランド)	一台	4,000円	調律料は別
	ピアノ (アップライト)	一台	2,000円	調律料は別
	エレクトーン	一台	3,000円	調律料は別

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用許可については、なお、従前の例による。

議案第 17 号

泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、市民体育館の利用料金の上限額を改定するため、本条例を提案するものである。

泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例

泉南市立市民体育館条例（昭和53年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表中(1)団体利用料金の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第12条関係）

(1) 団体利用料金

区分		午前		午後		夜間	午後・夜間		終日	超過1時間につき	冷暖房料金（1時間につき）
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時	午後1時～午後9時	午後3時～午後9時	午前9時～午後9時		
競技場Ⅰ	半面	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	9,800円	18,200円	14,000円	26,600円	2,100円	
	全面	8,400円	8,400円	8,400円	8,400円	19,600円	36,400円	28,000円	53,200円	4,200円	
競技場Ⅱ		3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	9,100円	16,900円	13,000円	24,700円	1,950円	190円
会議室Ⅰ		600円	600円	600円	600円	1,500円	2,700円	2,100円	3,900円	300円	30円
会議室Ⅱ		600円	600円	600円	600円	1,500円	2,700円	2,100円	3,900円	300円	30円
和室会議室		600円	600円	600円	600円	1,700円	2,900円	2,300円	4,100円	300円	30円

トレーニング室	2,800円	2,800円	2,800円	2,800円	7,200円	12,800円	10,000円	18,400円	1,400円	
多目的室	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	5,100円	9,300円	7,200円	13,500円	1,050円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく使用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく使用については、なお従前の例による。

議案第18号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴い、保育士と同様の業務に携わることができる国家戦略特別区域限定保育士が保育所等において就労できる枠組みづくりが必要となるため、本市関係条例において所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「した保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

(泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第19号

平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）

平成27年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,239,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,412,394	22,670	2,435,064
	1)地方交付税	2,412,394	22,670	2,435,064
歳入合計		23,216,425	22,670	23,239,095

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 議会費		274,892	△1,843	273,049
	1) 議会費	274,892	△1,843	273,049
(2) 総務費		2,045,382	10,246	2,055,628
	1) 総務管理費	1,531,069	6,157	1,537,226
	2) 徴税費	255,356	2,113	257,469
	3) 戸籍住民基本台帳費	132,092	1,308	133,400
	4) 選挙費	70,542	470	71,012
	6) 監査委員費	16,532	198	16,730
(3) 民生費		10,497,103	4,283	10,501,386
	1) 社会福祉費	2,955,731	2,887	2,958,618
	2) 児童福祉費	3,773,610	△1,017	3,772,593
	3) 生活保護費	2,229,981	△518	2,229,463
	4) 国民健康保険費	753,684	1,148	754,832
	5) 介護保険費	784,097	1,783	785,880
(4) 衛生費		1,634,539	3,906	1,638,445
	1) 保健衛生費	495,959	203	496,162

	2)清 掃 費	1,126,299	3,703	1,130,002
(5) 農林水産業費		202,885	784	203,669
	1)農 業 費	185,898	784	186,682
(6) 商 工 費		110,792	508	111,300
	1)商 工 費	110,792	508	111,300
(7) 土 木 費		1,759,472	3,971	1,763,443
	1)土木管理費	151,278	1,849	153,127
	2)道路橋梁費	249,839	367	250,206
	4)都市計画費	922,300	1,399	923,699
	5)住 宅 費	422,419	356	422,775
(9) 教 育 費		1,987,707	815	1,988,522
	1)教育総務費	345,685	1,941	347,626
	2)小学校費	393,907	△2,971	390,936
	3)中学校費	354,834	194	355,028
	4)幼稚園費	417,626	△1,020	416,606
	5)社会教育費	399,695	2,527	402,222
	6)保健体育費	75,960	144	76,104
	歳 出 合 計	23,216,425	22,670	23,239,095

平成27年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
10 地方交付税		2,412,394	22,670	2,435,064			
(1) 地方交付税		2,412,394	22,670	2,435,064			
	1) 地方交付税	2,412,394	22,670	2,435,064	1. 地方交付税	22,670	
歳 入 合 計		23,216,425	22,670	23,239,095			

款 10 地方交付税 項 1 地方交付税 目 1 地方交付税

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	274,892	△1,843	273,049		△1,843		
(1) 議 会 費	274,892	△1,843	273,049		△1,843		
1) 議 会 費	274,892	△1,843	273,049		△1,843		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,367		26,761
				3. 職 員 手 当 等	829		54,311
				4. 共 済 費	△305		69,882
[1] 人 件 費 事 業	247,935	△1,843	246,092		△1,843		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,367	一般職	26,761
				3. 職 員 手 当 等	829	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	54,311
				4. 共 済 費	△305	共済組合納付金	69,882
2 総 務 費	2,045,382	10,246	2,055,628		10,246		
(1) 総務管理費	1,531,069	6,157	1,537,226		6,157		
1) 一般管理費	239,107	763	239,870		763		
				節 区 分	金 額		
				3. 職 員 手 当 等	962		25,301
				4. 共 済 費	△199		14,379
[1] 人 件 費 事 業	85,738	763	86,501		763		
				節 区 分	金 額		
				3. 職 員 手 当 等	962	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	25,301

				4. 共 済 費	△199	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△100 △46 △53	14,379
2)人事管理費	385,027	523	385,550		523			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	6			38,021
				3. 職員手当等	517			271,312
[1]人件費事業	361,290	523	361,813		523			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	6	一般職		38,021
				3. 職員手当等	517	地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	399 △405 84 △160 95 504	271,312
4)行政管理費	19,231	203	19,434		203			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	203			4,292
[1]人件費事業	15,925	203	16,128		203			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	203	地域手当 期末手当 勤勉手当	86 21 96	4,292
5)財政管理費	287,059	996	288,055		996			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	996			26,283
[1]人件費事業	79,253	996	80,249		996			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	996	地域手当 通勤手当	411 52	26,283

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 5 財政管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 5 財政管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						期末手当 勤勉手当	67 466
6)契約検査費	37,284	262	37,546		262		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	13		18,468
				3. 職員手当等	249		10,607
[1]人件費事業	35,527	262	35,789		262		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	13	一般職	18,468
				3. 職員手当等	249	地域手当 勤勉手当	181 68
7)会計管理費	44,980	491	45,471		491		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	491		12,664
[1]人件費事業	43,267	491	43,758		491		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	491	地域手当 期末手当 勤勉手当	226 25 240
8)財産管理費	67,583	435	68,018		435		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3		17,684
				3. 職員手当等	432		11,438
[1]人件費事業	35,235	435	35,670		435		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3	一般職	17,684
				3. 職員手当等	432	地域手当	184

						期末手当 勤勉手当	44 204	
9)企 画 費	135,919	1,479	137,398		1,479			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	82			53,261
				3. 職員手当等	1,333			33,030
				4. 共 済 費	64			15,781
[1]人件費事業	102,072	1,479	103,551		1,479			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	82	一般職		53,261
				3. 職員手当等	1,333	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	551 28 144 610	33,030
				4. 共 済 費	64	共済組合納付金		15,781
10)情報管理費	183,271	108	183,379		108			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	108			3,038
[1]人件費事業	9,022	108	9,130		108			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	108	地域手当 期末手当 勤勉手当	46 11 51	3,038
12)人権推進費	89,161	897	90,058		897			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	897			18,461
[1]人件費事業	63,912	897	64,809		897			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	897	扶養手当 地域手当	33 339	18,461

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 12 人権推進費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 12 人権推進費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						児童手当 期末手当 勤勉手当	45 97 383
(2)徴 税 費	255,356	2,113	257,469		2,113		
1)賦 課 費	161,146	1,186	162,332		1,186		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	38		55,467
				3.職員手当等	1,148		31,957
[1]人件費事業	106,314	1,186	107,500		1,186		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	38	一般職	55,467
				3.職員手当等	1,148	地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	576 △98 26 △110 146 608
2)徴 収 費	93,010	927	93,937		927		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	927		19,865
[1]人件費事業	62,879	927	63,806		927		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	927	地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	329 135 11 90 362
(3)戸籍住民基本台 帳費	132,092	1,308	133,400		1,308		
1)戸籍住民基本台 帳費	132,092	1,308	133,400		1,308		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	255		48,239
				3. 職員手当等	1,053		24,965
[1]人件費事業	88,514	1,308	89,822		1,308		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	255	一般職	48,239
				3. 職員手当等	1,053	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△46 504 8 105 482
(4)選 挙 費	70,542	470	71,012		470		
1)選挙管理委員会費	29,296	470	29,766		470		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	470		8,204
[1]人件費事業	26,937	470	27,407		470		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	470	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	39 144 93 194
(6)監査委員費	16,532	198	16,730		198		
1)監査委員費	16,532	198	16,730		198		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	198		3,664
[1]人件費事業	15,186	198	15,384		198		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	198	地域手当 期末手当 勤勉手当	85 20 93

款 2 総 務 費 項 6 監査委員費 目 1 監査委員費

款 3 民 生 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
3 民 生 費	10,497,103	4,283	10,501,386		4,283		
(1) 社会福祉費	2,955,731	2,887	2,958,618		2,887		
1) 社会福祉総務費	286,491	955	287,446		955		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	28		37,675
				3. 職員手当等	927		22,775
[1] 人件費事業	66,324	834	67,158		834		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	834	地域手当 354 期末手当 87 勤勉手当 393	20,596
[13] 臨時福祉給付金 給付事業	132,069	121	132,190		121		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	28	一般職	3,540
				3. 職員手当等	93	地域手当 49 期末手当 9 勤勉手当 35	2,179
5) 国民年金費	15,102	233	15,335		233		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	40		8,381
				3. 職員手当等	193		3,609
[1] 人件費事業	14,664	233	14,897		233		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	40	一般職	8,381
				3. 職員手当等	193	地域手当 87 期末手当 22 勤勉手当 84	3,609

8)障害福祉費	1,352,679	1,185	1,353,864		1,185		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	993		24,167
				4. 共 済 費	192		13,939
[1]人件費事業	78,655	1,185	79,840		1,185		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	993	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	399 47 61 486
				4. 共 済 費	192	共済組合納付金	13,939
9)老人福祉費	93,535	325	93,860		325		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	325		8,919
[1]人件費事業	27,052	325	27,377		325		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	325	地域手当 期末手当 勤勉手当	139 33 153
15)後期高齢者医療費	818,050	189	818,239		189		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	189		164,814
[1]後期高齢者医療事業特別会計繰出金事業	164,814	189	165,003		189	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	189	後期高齢者医療事業特別会計への繰出金	164,814
(2)児童福祉費	3,773,610	△1,017	3,772,593		△1,017		
1)児童福祉総務費	1,366,271	△2,863	1,363,408		△2,863		

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等	△2,433 △430		29,214 14,293	
[1]人件費事業	51,013	△2,863	48,150		△2,863			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△2,433	一般職	27,909	
				3. 職員手当等	△430	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△100 157 △29 △440 △18	13,331
5)保育子育て支援費	99,885	1,049	100,934		1,049			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	1,049		25,742	
[1]人件費事業	84,988	1,049	86,037		1,049			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	1,049	地域手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	449 △12 129 483	25,742
6)認定こども園費	319,304	△1,025	318,279		△1,025			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△1,470 2,660 △2,215		122,018 56,622 41,204	
[1]人件費事業	219,844	△1,025	218,819		△1,025			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,470	一般職	122,018	

				3. 職員手当等	2,660	地域手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	1,166 135 187 1,172	56,622
				4. 共 済 費	△2,215	共済組合納付金		41,204
8)子ども総合支援 センター費	268,267	1,822	270,089		1,822			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	1,822			36,713
[1]人件費事業	152,756	1,822	154,578		1,822			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	1,822	地域手当 期末手当 勤勉手当	896 139 787	36,713
(3)生活保護費	2,229,981	△518	2,229,463		△518			
1)生活保護費	2,229,981	△518	2,229,463		△518			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,057			45,083
				3. 職員手当等	751			24,604
				4. 共 済 費	△212			14,691
[1]人件費事業	84,378	△518	83,860		△518			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,057	一般職		45,083
				3. 職員手当等	751	地域手当 通勤手当 勤勉手当	405 △42 388	24,604
				4. 共 済 費	△212	厚生年金保険料 健康保険料	△121 △91	14,691
(4)国民健康保険費	753,684	1,148	754,832		1,148			
1)国民健康保険費	753,684	1,148	754,832		1,148			

款 3 民 生 費 項 4 国民健康保険費 目 1 国民健康保険費

						地域手当 期末手当 勤勉手当	390 △126 61	
				4. 共 濟 費	△56	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△203 94 53	14, 121
8)公害対策費	15, 800	104	15, 904		104			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	104			2, 425
[1]人件費事業	8, 112	104	8, 216		104			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	104	地域手当 期末手当 勤勉手当	44 11 49	2, 425
(2)清 掃 費	1, 126, 299	3, 703	1, 130, 002		3, 703			
1)清掃総務費	55, 574	560	56, 134		560			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	560			15, 140
[1]人件費事業	50, 828	560	51, 388		560			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	560	地域手当 勤勉手当	272 288	15, 140
2)塵芥処理費	836, 735	3, 143	839, 878		3, 143			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等 4. 共 濟 費	2, 569 574			78, 187 43, 130
[1]人件費事業	253, 777	3, 143	256, 920		3, 143			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	2, 569	扶養手当 地域手当	△321 1, 352	78, 187

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 2 塵 芥 处 理 費

款 4 衛生費 項 2 清掃費 目 2 塵芥処理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△189 10 298 1,419
				4. 共 済 費	574	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	370 133 71 43,130
5 農林水産業費	202,885	784	203,669		784		
(1) 農 業 費	185,898	784	186,682		784		
1) 農業委員会費	35,348	252	35,600		252		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	252		8,602
[1] 人件費事業	33,540	252	33,792		252		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	252	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	△92 161 22 161 8,602
2) 農業総務費	41,860	532	42,392		532		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	532		14,297
[1] 人件費事業	41,597	532	42,129		532		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	532	地域手当 期末手当 勤勉手当	227 57 248 14,297
6 商 工 費	110,792	508	111,300		508		
(1) 商 工 費	110,792	508	111,300		508		
1) 商工総務費	35,300	508	35,808		508		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	24		18,584
				3. 職員手当等	378		10,441
				4. 共 済 費	106		6,275
[1]人件費事業	35,300	508	35,808		508		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	24	一般職	18,584
				3. 職員手当等	378	地域手当 期末手当 勤勉手当	192 9 177 10,441
				4. 共 済 費	106	共済組合納付金	6,275
7 土 木 費	1,759,472	3,971	1,763,443		3,971		
(1)土木管理費	151,278	1,849	153,127		1,849		
1)土木総務費	151,278	1,849	153,127		1,849		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	1,849		46,967
[1]人件費事業	149,019	1,849	150,868		1,849		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	1,849	地域手当 期末手当 勤勉手当	798 194 857 46,967
(2)道路橋梁費	249,839	367	250,206		367		
1)道路橋梁総務費	28,891	258	29,149		258		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	258		8,030
[1]人件費事業	28,381	258	28,639		258		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	258	地域手当 期末手当	156 39 8,030

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 1 道路橋梁総務費

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 1 道路橋梁総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						勤勉手当	63
2)交通安全対策費	72,536	109	72,645		109		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	109		2,651
[1]人件費事業	8,574	109	8,683		109		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	109	地域手当 期末手当 勤勉手当	47 11 51
(4)都市計画費	922,300	1,399	923,699		1,399		
1)都市計画総務費	64,547	△120	64,427		△120		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△741		26,994
				3. 職員手当等	813		16,576
				4. 共 済 費	△192		9,162
[1]人件費事業	52,732	△120	52,612		△120		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△741	一般職	26,994
				3. 職員手当等	813	扶養手当 地域手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	59 249 105 84 316
				4. 共 済 費	△192	共済組合納付金	9,162
3)公共下水道費	767,977	1,519	769,496		1,519		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,519		767,977

[1]下水道事業特別 会計繰出金事業	767,977	1,519	769,496		1,519	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	1,519	下水道事業特別会計への繰出金	767,977
(5)住 宅 費	422,419	356	422,775		356		
1)住宅管理費	77,515	356	77,871		356		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	346		7,816
				4.共 済 費	10		4,855
[1]人件費事業	27,215	356	27,571		356		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	346	地域手当 期末手当 勤勉手当	155 34 157 7,816
				4.共 済 費	10	厚生年金保険料 健康保険料	8 2 4,855
9教 育 費	1,987,707	815	1,988,522		815		
(1)教育総務費	345,685	1,941	347,626		1,941		
2)事務局費	183,611	1,589	185,200		1,589		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△777		94,372
				3.職員手当等	2,366		55,654
[1]人件費事業	181,040	1,589	182,629		1,589		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△777	一般職	94,372
				3.職員手当等	2,366	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	106 948 331 981 55,654
5)人権教育推進費	32,052	352	32,404		352		

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費 目 5 人権教育推進費

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費 目 5 人権教育推進費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	352		9,144
[1]人件費事業	28,103	352	28,455		352		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	352	地域手当 147 期末手当 37 勤勉手当 168	9,144
(2)小学校費	393,907	△2,971	390,936		△2,971		
1)学校管理費	138,248	△3,114	135,134		△3,114		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,088		16,530
				3. 職員手当等	△627		8,668
				4. 共 済 費	△399		5,812
[1]人件費事業	31,010	△3,114	27,896		△3,114		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,088	一般職	16,530
				3. 職員手当等	△627	地域手当 69 通勤手当 △57 期末手当 △496 勤勉手当 △143	8,668
				4. 共 済 費	△399	共済組合納付金	5,812
4)学校給食センター費	137,835	143	137,978		143		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4		6,387
				3. 職員手当等	139		2,834
[1]人件費事業	11,405	143	11,548		143		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4	一般職	6,387
				3. 職員手当等	139	地域手当 期末手当 勤勉手当	2,834
(3) 中学校費	354,834	194	355,028		194		
1) 学校管理費	77,601	194	77,795		194		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	194		8,097
[1] 人件費事業	27,338	194	27,532		194		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	194	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	8,097
(4) 幼稚園費	417,626	△1,020	416,606		△1,020		
1) 幼稚園費	303,411	△1,020	302,391		△1,020		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,255		169,702
				3. 職員手当等	3,120		70,451
				4. 共 済 費	△1,885		47,901
[1] 人件費事業	288,054	△1,020	287,034		△1,020		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,255	一般職	169,702
				3. 職員手当等	3,120	地域手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	70,451
				4. 共 済 費	△1,885	共済組合納付金 厚生年金保険料	47,901

款 9 教 育 費 項 4 幼 稚 園 費 目 1 幼 稚 園 費

款 9 教 育 費 項 4 幼 稚 園 費 目 1 幼 稚 園 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						健康保険料	△245
(5)社会教育費	399,695	2,527	402,222		2,527		
1)社会教育総務費	53,564	△160	53,404		△160		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△733		27,000
				3. 職員手当等	573		16,033
[1]人件費事業	52,290	△160	52,130		△160		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△733	一般職	27,000
				3. 職員手当等	573	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	△44 241 67 309
5)青少年センター費	51,772	526	52,298		526		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	526		13,464
[1]人件費事業	42,916	526	43,442		526		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	526	地域手当 期末手当 勤勉手当	222 55 249
7)留守家庭児童会費	73,203	831	74,034		831		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	216		34,512
				3. 職員手当等	615		9,921
[1]人件費事業	50,485	831	51,316		831		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	216	一般職	34,512
				3. 職員手当等	615	地域手当 期末手当 勤勉手当	8,935
9) 公民館費	66,953	579	67,532		579		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	47		23,830
				3. 職員手当等	532		11,076
[1] 人件費事業	42,464	579	43,043		579		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	47	一般職	23,830
				3. 職員手当等	532	地域手当 期末手当 勤勉手当	11,076
10) 図書館及びホール費	96,789	427	97,216		427		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	427		9,577
[1] 人件費事業	33,917	427	34,344		427		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	427	地域手当 期末手当 勤勉手当	9,577
11) 文化財保護費	32,858	324	33,182		324		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	324		8,978
[1] 人件費事業	27,194	324	27,518		324		

款 9 教育費 項 5 社会教育費 目 11 文化財保護費

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当				計
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 24,453	千円 9,135	千円 1,224	千円 384	千円 35,196	千円 6,874	千円 42,070	その他の手当 通勤手当 384千円
	議 員	17	96,981	0	38,759	0	0	135,740	61,310	197,050	
	その他の 特別職	1,448	80,786	0	0	0	0	80,786	0	80,786	
	計	1,468	177,767	24,453	47,894	1,224	384	251,722	68,184	319,906	
補正前	長 等	3	0	24,453	8,793	979	384	34,609	6,807	41,416	その他の手当 通勤手当 384千円
	議 員	17	96,981	0	37,790	0	0	134,771	61,310	196,081	
	その他の 特別職	1,448	80,786	0	0	0	0	80,786	0	80,786	
	計	1,468	177,767	24,453	46,583	979	384	250,166	68,117	318,283	
比 較	長 等	0	0	0	342	245	0	587	67	654	
	議 員	0	0	0	969	0	0	969	0	969	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	1,311	245	0	1,556	67	1,623	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 476	千円 1,722,157	千円 1,250,346	千円 2,972,503	千円 598,960	千円 3,571,463	
補正前	476	1,735,481	1,216,030	2,951,511	603,544	3,555,055	
比 較	0	△ 13,324	34,316	20,992	△ 4,584	16,408	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当
	補正後	千円 56,509	千円 88,791	千円 40,368	千円 12,608	千円 75,013	千円 29,449	千円 6,491	千円 25,760
	補正前	56,827	71,646	40,368	13,204	75,013	29,482	6,491	26,040
	比 較	△ 318	17,145	0	△ 596	0	△ 33	0	△ 280
	区 分	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当				
	補正後	千円 415,099	千円 252,111	千円 247,595	千円 552				
	補正前	413,206	235,606	247,595	552				
	比 較	1,893	16,505	0	0				

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円		千円		
		給与改定に伴う増加分	2,410	人事院勧告に伴う改定による増額	平均改定率 0.4%
	△ 13,324				職員の異動状況
		人事異動に伴う増減分	△ 15,734	人事異動による増減	一般職員 任期付職員 計
				補正後	364人 112人 476人
				補正前	364人 112人 476人
				比 較	0人 0人 0人
職員手当等	千円		千円		
		給与改定に伴う増加分	39,763	人事院勧告に伴う改定による増額	扶養手当 △ 318 千円
	34,316				地域手当 17,145 千円
		人事異動等に伴う増減分	△ 5,447	人事異動等による増減	住居手当 △ 596 千円
					通勤手当 △ 33 千円
					児童手当 △ 280 千円
					期末手当 1,893 千円
					勤勉手当 16,505 千円

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,767,332		8,767,332	37.7
(2) 地方譲与税	142,500		142,500	0.6
(3) 利子割交付金	22,400		22,400	0.1
(4) 配当割交付金	38,300		38,300	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	19,400		19,400	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,134,700		1,134,700	4.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	45,700		45,700	0.2
(8) 自動車取得税交付金	32,100		32,100	0.1
(9) 地方特例交付金	34,208		34,208	0.1
(10) 地方交付税	2,412,394	22,670	2,435,064	10.5
(11) 交通安全対策特別交付金	9,501		9,501	—
(12) 分担金及び負担金	318,811		318,811	1.4
(13) 使用料及び手数料	352,394		352,394	1.5
(14) 国庫支出金	4,427,546		4,427,546	19.1
(15) 府支出金	1,897,354		1,897,354	8.2
(16) 財産収入	16,552		16,552	0.1
(17) 寄 附 金	8,430		8,430	—
(18) 繰 入 金	1,479,958		1,479,958	6.4
(19) 諸 収 入	217,110		217,110	0.9
(20) 市 債	1,747,957		1,747,957	7.5
(21) 繰 越 金	91,778		91,778	0.4

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	23,216,425	22,670	23,239,095	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	274,892	△1,843	273,049	1.2
(2) 総務費	2,045,382	10,246	2,055,628	8.8
(3) 民生費	10,497,103	4,283	10,501,386	45.2
(4) 衛生費	1,634,539	3,906	1,638,445	7.0
(5) 農林水産業費	202,885	784	203,669	0.9
(6) 商工費	110,792	508	111,300	0.5
(7) 土木費	1,759,472	3,971	1,763,443	7.6
(8) 消防費	860,129		860,129	3.7
(9) 教育費	1,987,707	815	1,988,522	8.6
(10) 公債費	2,913,458		2,913,458	12.5
(11) 諸支出金	753,766		753,766	3.2
(12) 災害復旧費	156,300		156,300	0.7
(13) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	23,216,425	22,670	23,239,095	100.0

議案第20号

平成27年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,477,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		753,684	1,148	754,832
	1)他会計繰入金	753,684	1,148	754,832
(9) 諸収入		683,369	365	683,734
	3)雑入	683,017	365	683,382
歳入合計		10,475,608	1,513	10,477,121

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		128,454	1,148	129,602
	1) 総務管理費	108,393	1,148	109,541
(8) 保健事業費		113,384	365	113,749
	1) 特定健康診査等事業費	70,359	365	70,724
歳 出 合 計		10,475,608	1,513	10,477,121

平成 2 7 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
8 繰 入 金		753,684	1,148	754,832			
(1) 他会計繰入金		753,684	1,148	754,832			
	1) 一般会計繰入金	753,684	1,148	754,832	2. 職員給与費等繰入金	1,148	
9 諸 収 入		683,369	365	683,734			
(3) 雑 入		683,017	365	683,382			
	6) 雑 入	672,506	365	672,871	1. 雑 入	365	雑入
歳 入 合 計		10,475,608	1,513	10,477,121			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	128,454	1,148	129,602	1,148			
				繰入金			
				1,148			
(1)総務管理費	108,393	1,148	109,541	1,148			
				繰入金			
				1,148			
1)一般管理費	106,675	1,148	107,823	1,148			
				繰入金			
				1,148			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	1,148		29,255
[1]人件費事業	91,551	1,148	92,699	1,148			
				繰入金			
				1,148			
				[職員給与費等繰入金			
				金			
				1,148]			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	1,148	地域手当 通勤手当 勤勉手当	29,255
						480 322 346	
8 保健事業費	113,384	365	113,749		365		
(1)特定健康診査等 事業費	70,359	365	70,724		365		
1)特定健康診査等 事業費	70,359	365	70,724		365		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	21		8,748

				3. 職員手当等 4. 共 済 費	112 232		4, 450 2, 741
[1]人件費事業	15, 939	365	16, 304		365		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	21	一般職	8, 748
				3. 職員手当等	112	地域手当 勤勉手当	89 23 4, 450
				4. 共 済 費	232	共済組合納付金	2, 741
歳 出 合 計	10, 475, 608	1, 513	10, 477, 121	1, 148	365		
				繰入金 1, 148			

款 8 保健事業費 項 1 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 16	千円 55,293	千円 34,965	千円 90,258	千円 18,745	千円 109,003	
補正前	16	55,272	33,705	88,977	18,513	107,490	
比 較	0	21	1,260	1,281	232	1,513	

職員手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,318	千円 2,831	千円 1,152	千円 972	千円 4,368	千円 1,515	千円 684	千円 800	千円 13,483	千円 7,842
	補正前	1,318	2,262	1,152	972	4,368	1,193	684	800	13,483	7,473
	比 較	0	569	0	0	0	322	0	0	0	369

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円 21	給与改定に伴う増減分	千円 105	人事院勧告に伴う改定による増額	職員の異動状況 一般職員 任期付職員 計 補正後 14人 2人 16人 補正前 14人 2人 16人 比 較 0人 0人 0人
		その他の増減分	△ 84	人事異動等による増減	
職 員 手当等	1,260	給与改定に伴う増減分	1,311	人事院勧告に伴う改定による増額	地域手当 569 千円 勤勉手当 369 千円 通勤手当 322 千円
		その他の増減分	△ 51	人事異動等による増減	

議案第 21 号

平成 27 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 519 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 970, 439 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		767,977	1,519	769,496
	1) 一般会計繰入金	767,977	1,519	769,496
歳入合計		1,968,920	1,519	1,970,439

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		498,173	809	498,982
	1) 総務管理費	498,173	809	498,982
(2) 事業費		272,347	710	273,057
	1) 下水道建設費	272,347	710	273,057
歳 出 合 計		1,968,920	1,519	1,970,439

平成 2 7 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		767,977	1,519	769,496			
(1) 一般会計繰入金		767,977	1,519	769,496			
	1) 一般会計繰入金	767,977	1,519	769,496	1. 一般会計繰入金	1,519	
歳 入 合 計		1,968,920	1,519	1,970,439			

款 4 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	498,173	809	498,982		809		
(1) 総務管理費	498,173	809	498,982		809		
1) 一般管理費	343,727	416	344,143		416		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	416		10,716
[1] 人件費事業	34,249	416	34,665		416		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	416	地域手当 183 期末手当 37 勤勉手当 196	10,716
2) 施設管理費	154,446	393	154,839		393		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	393		7,330
[1] 人件費事業	23,898	393	24,291		393		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	393	扶養手当 65 地域手当 131 期末手当 49 勤勉手当 148	7,330
2 事 業 費	272,347	710	273,057		710		
(1) 下水道建設費	272,347	710	273,057		710		
1) 下水道建設費	272,347	710	273,057		710		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	33		19,872
				3. 職員手当等	517		13,840
				4. 共 済 費	160		6,799

[1]人件費事業	40,511	710	41,221		710		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	33	一般職	19,872
				3. 職員手当等	517	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	217 13 53 234 13,840
				4. 共 済 費	160	共済組合納付金	6,799
歳 出 合 計	1,968,920	1,519	1,970,439		1,519		

款 2 事 業 費 項 1 下 水 道 建 設 費 目 1 下 水 道 建 設 費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給料	職員手当等	計			
補正後	12人	千円 49,644	千円 33,212	千円 82,856	千円 17,321	千円 100,177	
補正前	12	千円 49,611	千円 31,886	千円 81,497	千円 17,161	千円 98,658	
比 較	0	千円 33	千円 1,326	千円 1,359	千円 160	千円 1,519	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 3,113	千円 2,639	千円 576	千円 1,523	千円 1,341	千円 853	千円 209	千円 1,860	千円 13,055	千円 8,043
	補正前	千円 3,048	千円 2,108	千円 576	千円 1,523	千円 1,341	千円 840	千円 209	千円 1,860	千円 12,916	千円 7,465
	比 較	千円 65	千円 531	千円 0	千円 0	千円 0	千円 13	千円 0	千円 0	千円 139	千円 578

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	33	給与改定に伴う増減	33	人事院勧告に伴う改定による増額	補正後	12人	—	12人
					補正前	12人	—	12人
					比 較	0人	—	0人
職 員 手当等	1,326	給与改定に伴う増減	1,248	人事院勧告に伴う改定による増額	扶養手当	65 千円		
					地域手当	531 千円		
					通勤手当	13 千円		
					期末手当	139 千円		
					勤勉手当	578 千円		
		その他の増減	78	人事異動等による増額				

議案第 2 2 号

平成 2 7 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 0 7 5, 8 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(6) 繰入金		866,049	1,783	867,832
	1) 他会計繰入金	783,815	1,783	785,598
歳入合計		5,074,086	1,783	5,075,869

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		168,371	1,512	169,883
	1) 総務管理費	120,201	1,512	121,713
(3) 地域支援事業費		141,786	271	142,057
	1) 介護予防事業費	45,883	228	46,111
	2) 包括的支援事業・任意事業費	95,903	43	95,946
歳 出 合 計		5,074,086	1,783	5,075,869

平成 2 7 年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6 繰 入 金		866,049	1,783	867,832			
(1) 他会計繰入金		783,815	1,783	785,598			
	1) 一般会計繰入金	783,815	1,783	785,598	4. 職員給与費等繰入金	1,783	
歳 入 合 計		5,074,086	1,783	5,075,869			

款 6 繰 入 金 項 1 他会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総務費 項 2 包括的支援事業・任意事業費

目 2 任意事業費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	168,371	1,512	169,883		1,512		
(1)総務管理費	120,201	1,512	121,713		1,512		
1)一般管理費	120,201	1,512	121,713		1,512		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	659		56,259
				3. 職員手当等	853		31,058
[1]人件費事業	105,744	1,512	107,256		1,512		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	659	一般職	56,259
				3. 職員手当等	853	地域手当 通勤手当 勤勉手当	615 31 207
3 地域支援事業費	141,786	271	142,057		271		
(1)介護予防事業費	45,883	228	46,111		228		
1)介護事業予防事業費	45,883	228	46,111		228		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	228		6,527
[1]介護予防二次予防事業	28,831	228	29,059		228		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	228	地域手当 期末手当 勤勉手当	103 24 101
(2)包括的支援事業・任意事業費	95,903	43	95,946		43		
2)任意事業費	24,975	43	25,018		43		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	11		1,804
				3. 職員手当等	32		464
[1] 介護給付等費用 適正化事業	11,402	43	11,445		43		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	11	一般職	1,804
				3. 職員手当等	32	地域手当 期末手当 勤勉手当	18 4 10
歳 出 合 計	5,074,086	1,783	5,075,869		1,783		

款 3 地域支援事業費

項 2 包括の支援事業・任意事業費

目 2 任意事業費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 21	千円 68,441	千円 39,162	千円 107,603	千円 21,911	千円 129,514	
補正前	20	67,771	38,049	105,820	21,911	127,731	
比 較	1	670	1,113	1,783	0	1,783	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,670	千円 3,555	千円 576	千円 972	千円 3,965	千円 1,052	千円 1,080	千円 15,905	千円 9,387
	補正前	2,670	2,819	576	972	3,965	1,021	1,080	15,877	9,069
	比 較	0	736	0	0	0	31	0	28	318

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円	人事院勧告に伴う改定による増額	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	670	給与改定に伴う増加分	110			補正後	14人	7人
		その他の増減分	560	人事異動等による増減額	補正前	14人	6人	20人
					比 較	0人	1人	1人
職 員 手当等	1,113	給与改定に伴う増加分	1,453	人事院勧告に伴う改定による増額	地域手当	736 千円		
		その他の増減分	△ 340	人事異動等による増減額	通勤手当	31 千円		
					期末手当	28 千円		
					勤勉手当	318 千円		

議案第 23 号

平成 27 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 189 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 710,991 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 繰入金		164,814	189	165,003
	1) 一般会計繰入金	164,814	189	165,003
歳入合計		710,802	189	710,991

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		21,964	189	22,153
	1) 総務管理費	20,364	189	20,553
歳 出	合 計	710,802	189	710,991

平成27年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 繰 入 金		164,814	189	165,003			
(1) 一般会計繰入金		164,814	189	165,003			
	1) 事務費繰入金	21,953	189	22,142	1. 事務費繰入金	189	
歳 入 合 計		710,802	189	710,991			

款 3 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 事務費繰入金

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	3 人	8,140 千円	4,001 千円	12,141 千円	2,361 千円	14,502 千円	
補正前	3	8,119	3,833	11,952	2,361	14,313	
比 較	0	21	168	189	0	189	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	234 千円	419 千円	0 千円	474 千円	112 千円	0 千円	1,738 千円	1,024 千円
	補正前	234	335	0	474	112	0	1,721	957
	比 較	0	84	0	0	0	0	17	67

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円	給与改定に伴う増加分	千円	人事院勧告に伴う改定による増額	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	21		21		補正後	1人	2人	3人
					補正前	1人	2人	3人
					比 較	0人	0人	0人
職 員 手 当 等	168	給与改定に伴う増加分	168	人事院勧告に伴う改定による増額	地域手当	84 千円		
					期末手当	17 千円		
					勤勉手当	67 千円		

議案第24号

平成27年度泉南市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度泉南市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成27年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支	出	
	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	1, 581, 262千円	2, 105千円	1, 583, 367千円
第1項 営業費用	1, 437, 945千円	2, 094千円	1, 440, 039千円
第2項 営業外費用	123, 317千円	11千円	123, 328千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額365, 482千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額366, 133千円」に、「過年度分損益勘定留保資金342, 310千円」を「過年度分損益勘定留保資金342, 961千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	698,614千円	651千円	699,265千円
第1項 建設改良費	516,350千円	651千円	517,001千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第4条 予算第8条の職員給与費「187,770千円」を「190,515千円」に補正する。			

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成27年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
B , 水道事業費用			1,581,262	2,105	1,583,367	
	1, 営業費用		1,437,945	2,094	1,440,039	
		1, 原水及び浄水費	677,926	867	678,793	
		1, 給 料	10,937	10	10,947	給 料 10
		2, 手 当	21,174	250	21,424	地 域 手 当 113 期 末 手 当 24 勤 勉 手 当 113
		3, 賞与等引当金 繰 入 額	1,401	447	1,848	期 末 手 当 213 勤 勉 手 当 168 法 定 福 利 費 66
		6, 法 定 福 利 費	3,421	160	3,581	共 済 組 合 納 付 金 152 公 務 災 害 負 担 金 8
		2, 配水及び給水費	166,374	△ 1,150	165,224	
		1, 給 料	15,350	△ 405	14,945	給 料 △ 405
		2, 手 当	6,884	△ 681	6,203	扶 養 手 当 △ 108 地 域 手 当 133

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備	考
							期 末 手 当	△ 291
							勤 勉 手 当	△ 212
							通 勤 手 当	△ 173
							児 童 手 当	△ 30
			3, 賞与等引当金 繰 入 額	2,181	78	2,259	期 末 手 当	△ 2
							勤 勉 手 当	45
							法 定 福 利 費	35
			6, 法 定 福 利 費	4,810	△ 142	4,668	共 済 組 合 納 付 金	△ 142
		3, 業 務 費		78,751	138	78,889		
			2, 手 当	3,028	104	3,132	地 域 手 当	46
							期 末 手 当	9
							勤 勉 手 当	49
			3, 賞与等引当金 繰 入 額	2,181	27	2,208	期 末 手 当	4
							勤 勉 手 当	18
							法 定 福 利 費	5
			6, 法 定 福 利 費	4,810	7	4,817	共 済 組 合 納 付 金	7
		6, 総 係 費		65,187	2,076	67,263		
			2, 手 当	12,059	529	12,588	地 域 手 当	225
							期 末 手 当	54
							勤 勉 手 当	250
			3, 賞与等引当金 繰 入 額	3,463	109	3,572	期 末 手 当	8
							勤 勉 手 当	78
							法 定 福 利 費	23

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
		6, 法定福利費	7,158	250	7,408	共済組合納付金 250	
		8, 退職給付費	6,009	1,188	7,197	退職給付費 1,188	
		9, 水質費	16,041	163	16,204		
		2, 手当	1,509	102	1,611	地域手当 43 期末手当 10 勤勉手当 49	
		3, 賞与等引当金 繰入額	669	25	694	期末手当 4 勤勉手当 16 法定福利費 5	
		6, 法定福利費	1,442	36	1,478	共済組合納付金 36	
		2, 営業外費用		123,317	11	123,328	
		2. 消費税		20,830	11	20,841	
		55, 消費税		16,404	9	16,413	消費税 9
		56, 地方消費税		4,426	2	4,428	地方消費税 2
合 計			1,581,262	2,105	1,583,367		

資本的支出の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
D , 資本的支出			698,614	651	699,265	
1, 建設改良費	1, 事務費		516,350	651	517,001	
		1, 給料	26,717	△ 73	26,644	給 料 △ 73
		2, 手当	17,354	538	17,892	地 域 手 当 265 期 末 手 当 71 勤 勉 手 当 202
		6, 法定福利費	9,560	186	9,746	共済組合納付金 186
		合 計		698,614	651	699,265

給 与 費 明 細 書

1.総 括

(単位:千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		一般職 (人)	その他 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	12	2	0	56,398	59,775	116,173	20,060	136,233
	資本勘定支弁職員	6	0	0	26,644	17,892	44,536	9,746	54,282
	合 計	18	2	0	83,042	77,667	160,709	29,806	190,515
補正前	損益勘定支弁職員	12	2	0	56,793	57,731	114,524	19,615	134,139
	資本勘定支弁職員	6	0	0	26,717	17,354	44,071	9,560	53,631
	合 計	18	2	0	83,510	75,085	158,595	29,175	187,770
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	△ 395	2,044	1,649	445	2,094
	資本勘定支弁職員	0	0	0	△ 73	538	465	186	651
	合 計	0	0	0	△ 468	2,582	2,114	631	2,745

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
	補正後	3,522	4,309	21,497	13,036	324	1,423	2,016
	補正前	3,630	3,484	21,393	12,260	324	1,596	2,016
	比 較	△ 108	825	104	776	0	△ 173	0
	区分	超勤手当	特殊勤務手当	児童手当	退職給付費	宿日直手当	浄水場管理手当	
	補正後	14,529	167	1,740	7,197	5,271	2,636	
	補正前	14,529	167	1,770	6,009	5,271	2,636	
	比 較	0	0	△ 30	1,188	0	0	

2.給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由内訳		説明	備考
給料	△ 468	人事院勧告に伴う増減分	35	人事院勧告に伴う増	給料 35
		休職に伴う増減分	△ 503	休職に伴う減	給料 △ 503
手当	2,582	人事院勧告に伴う増減分	3,584	人事院勧告に伴う増	地域手当 825 期末手当 410 勤勉手当 1,161 退職給付費 1,188
		休職に伴う増減分	△ 1,002	休職に伴う減	扶養手当 △ 108 期末手当 △ 306 勤勉手当 △ 385 通勤手当 △ 173 児童手当 △ 30
共済費	631	人事院勧告に伴う増減分	685	人事院勧告に伴う増	法定福利費 685
		休職に伴う増減分	△ 54	休職に伴う減	法定福利費 △ 54

議案第25号

平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,353千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,170,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,435,064	242,923	2,677,987
	1)地方交付税	2,435,064	242,923	2,677,987
(14)国庫支出金		4,427,546	39,433	4,466,979
	1)国庫負担金	3,669,530	△6,582	3,662,948
	2)国庫補助金	743,266	46,015	789,281
(15)府支出金		1,897,354	△25,506	1,871,848
	1)府負担金	1,203,038	13,563	1,216,601
	2)府補助金	542,004	△39,069	502,935
(16)財産収入		16,552	1,153	17,705
	1)財産運用収入	10,811	1,153	11,964
(17)寄附金		8,430	3,717	12,147
	1)寄附金	8,430	3,717	12,147
(18)繰入金		1,479,958	△338,439	1,141,519
	1)基金繰入金	1,475,198	△338,439	1,136,759
(19)諸収入		217,110	1,866	218,976

款	項	補正前の額	補正額	計
	6)雑入	204,347	1,866	206,213
(20)市債		1,747,957	6,500	1,754,457
	1)市債	1,747,957	6,500	1,754,457
歳入合計		23,239,095	△68,353	23,170,742

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,055,628	67,129	2,122,757
	1)総務管理費	1,537,226	59,188	1,596,414
	2)徴税費	257,469	△2,776	254,693
	3)戸籍住民基本台帳費	133,400	10,717	144,117
(3) 民生費		10,501,386	12,146	10,513,532
	1)社会福祉費	2,958,618	△381	2,958,237
	2)児童福祉費	3,772,593	△64,802	3,707,791
	3)生活保護費	2,229,463	2,495	2,231,958
	4)国民健康保険費	754,832	74,660	829,492
	5)介護保険費	785,880	174	786,054
(4) 衛生費		1,638,445	△42,756	1,595,689
	2)清掃費	1,130,002	△42,756	1,087,246
(5) 農林水産業費		203,669	24,452	228,121
	1)農業費	186,682	6,452	193,134
	3)水産業費	15,786	18,000	33,786
(7) 土木費		1,763,443	△75,842	1,687,601

款	項	補正前の額	補正額	計
	2)道路橋梁費	250,206	△39,842	210,364
	4)都市計画費	923,699	△38,000	885,699
	5)住宅費	422,775	2,000	424,775
(8)消防費		860,129	10,837	870,966
	1)消防費	860,129	10,837	870,966
(9)教育費		1,988,522	△52,633	1,935,889
	1)教育総務費	347,626	9,500	357,126
	2)小学校費	390,936	△3,753	387,183
	3)中学校費	355,028	△60,000	295,028
	4)幼稚園費	416,606	1,620	418,226
(10)公債費		2,913,458	△19,556	2,893,902
	1)公債費	2,913,458	△19,556	2,893,902
(11)諸支出金		753,766	7,870	761,636
	1)公共施設整備基金費	5,408	3,773	9,181
	2)公債費管理基金費	309	190	499
	4)地域福祉基金費	799	470	1,269
	6)緑化基金費	745	435	1,180

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	元気育成にぎわいコムーネ（自治都市）創出事業	18,500千円
総務費	総務管理費	自治体情報セキュリティ強化対策事業	41,688千円
民生費	社会福祉費	元気育成にぎわいコムーネ（自治都市）創出事業	5,000千円
民生費	社会福祉費	自治体情報セキュリティ強化対策事業(障害福祉システム)	2,450千円
民生費	児童福祉費	子ども子育て支援システム改修事業	2,000千円
民生費	生活保護費	自治体情報セキュリティ強化対策事業(生活保護システム)	2,495千円
農林水産業費	農業費	泉南地区農免農道整備事業	3,942千円
農林水産業費	農業費	産官学連携まち・海・里山活性加速化事業	27,000千円
農林水産業費	水産業費	産官学連携まち・海・里山活性加速化事業	18,000千円
土木費	都市計画費	都市計画関連業務事業	2,600千円
土木費	住宅費	元気育成にぎわいコムーネ（自治都市）創出事業	2,000千円
教育費	教育総務費	元気育成にぎわいコムーネ（自治都市）創出事業	9,500千円
教育費	小学校費	小学校施設保全整備事業	8,572千円
教育費	幼稚園費	就園奨励費システム改修事業	1,620千円

第3表 債務負担行為補正

1 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
新設火葬場火葬炉整備事業 (平成27年度)	平成27年度～ 平成29年度	227,751千円	平成27年度～ 平成30年度	補正前と同じ

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
自治体情報セキュリティ 強化対策事業債	千円 31,600	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	年以内 10	年以内 2	年賦又は半年賦、元利 均等償還若しくは元金 均等償還、又は満期一 括償還	左記の条件の範囲内にお いて借入先に融通条件が ある場合は、その条件に 従うことができる。また、 財政の都合により、 償還期限及び据置期間を 短縮し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換える ことができる。	

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農道整備事業債	千円 23,100	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金 については、その融通条件に よる。ただし、財政の都合に より、償還期限及び据置期間 を短縮し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換えること ができる。	千円 30,800	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
道路整備事業債	43,800	〃	〃	〃	13,800	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業債	48,400	〃	〃	〃	45,600	〃	〃	〃

平成 2 7 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 6 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0							
地方交付税		2,435,064	242,923	2,677,987			
(1)							
地方交付税		2,435,064	242,923	2,677,987			
	1)						
	地方交付税	2,435,064	242,923	2,677,987	1.	242,923	地方交付税
1 4							
国庫支出金		4,427,546	39,433	4,466,979			
(1)							
国庫負担金		3,669,530	△6,582	3,662,948			
	1)						
	民生費負担金	3,668,840	△6,582	3,662,258	3.	△20,188	非被用者分 △5,220 特例給付分 △40 被用者0～3歳未満分 △888 被用者3歳～中学校修了前分 △14,040
					4.	△9,037	児童扶養手当負担金
					6.	22,557	保険基盤安定負担金
					10.	86	低所得者保険料軽減負担金
(2)							
国庫補助金		743,266	46,015	789,281			
	1)						
	総務費補助金	111,581	100,767	212,348	2.	10,717	個人番号カード交付事業費補助金
					7.	80,000	地方創生加速化交付金

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 1 総務費補助金

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 1 総務費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					8. 地方公共団体情報 セキュリティ強化 対策費補助金	10,050	
	2) 民生費補助金	270,758	△17,747	253,011	5. 臨時福祉給付金給 付事務費補助金	△2,000	
					6. 臨時福祉給付金給 付事業費補助金	△7,086	
					7. 子育て世帯臨時特 例給付金給付事務 費補助金	△6,889	
					8. 子育て世帯臨時特 例給付金給付事業 費補助金	△2,772	
					12. 子ども子育て支援 システム改修費補 助金	1,000	
	4) 土木費補助金	327,152	△40,700	286,452	2. 信達樽井線改良事 業補助金	△2,750	
					3. 砂川樫井線新設事 業補助金	△15,400	
					5. 橋梁改修等事業補 助金	△22,550	
	5) 教育費補助金	26,989	3,695	30,684	1. 幼稚園就園奨励費 補助金	810	就園奨励費システム改修分
					6. 学校教育設備整備 費等補助金	2,885	

1 5 府支出金		1,897,354	△25,506	1,871,848				
(1) 府負担金		1,203,038	13,563	1,216,601				
	1) 民生費負担金	1,202,693	13,563	1,216,256	2. 児童手当負担金	△4,921	非被用者分 特例給付分 被用者0～3歳未満分 被用者3歳～中学校修了前分	△1,305 △10 △96 △3,510
					6. 保険基盤安定負担金	18,440		
					11. 低所得者保険料軽減負担金	44		
(2) 府補助金		542,004	△39,069	502,935				
	1) 総務費補助金	67,781	1,479	69,260	5. 広域福祉共同処理事務移譲交付金	1,479		
	4) 農林水産業費補助金	28,666	△20,548	8,118	7. 鳥獣被害防止総合対策補助金	△5,548		
					8. 耐震対策農業水利施設整備事業補助金	△9,500		
					9. 新規就農者確保事業補助金	△4,500		
					11. 大阪府認定農業者支援事業補助金	△1,000		
	8) 教育費補助金	121,403	△20,000	101,403	6. 中学校給食導入促進事業費補助金	△20,000		
1 6 財産収入		16,552	1,153	17,705				

款 16 財産収入

款 16 財産収入 項 1 財産運用収入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(1) 財産運用収入		10,811	1,153	11,964			
	1) 利子及び配当金	5,356	1,153	6,509	1. 利子及び配当金	1,153	公共施設整備基金利子 80 公債費管理基金利子 190 地域福祉基金利子 470 緑化基金利子 411 奨学育英基金(川口)利子 1 ふるさと泉南水なす基金利子 1
17 寄 附 金		8,430	3,717	12,147			
(1) 寄 附 金		8,430	3,717	12,147			
	1) 総務費寄附金	8,330	3,693	12,023	2. 公共施設整備事業 費寄附金	3,693	
	3) 土木費寄附金		24	24	1. 緑化事業寄附金	24	
18 繰 入 金		1,479,958	△338,439	1,141,519			
(1) 基金繰入金		1,475,198	△338,439	1,136,759			
	2) 公債費管理基金繰 入金	713,517	△341,439	372,078	1. 公債費管理基金繰 入金	△341,439	
	8) 国民健康保険高額 療養費資金貸付基 金繰入金		3,000	3,000	1. 国民健康保険高額 療養費資金貸付基 金繰入金	3,000	
19 諸 収 入		217,110	1,866	218,976			
(6) 雑 入		204,347	1,866	206,213			
	1) 雑 入	185,608	1,866	187,474	2. 消防団員共済金収 入	1,866	退職報償金

20 市債		1,747,957	6,500	1,754,457			
(1) 市債		1,747,957	6,500	1,754,457			
	1) 総務債	68,700	31,600	100,300	2. 自治体情報セキュリティ強化対策事業債	31,600	
	4) 農林水産業債	28,000	7,700	35,700	1. 農道整備事業債	7,700	
	5) 土木債	220,000	△30,000	190,000	1. 道路整備事業債	△30,000	
	7) 教育債	53,200	△2,800	50,400	1. 学校教育施設等整備事業債	△2,800	
歳入合計		23,239,095	△68,353	23,170,742			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 7 教 育 債

歳 出

款 2 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,055,628	67,129	2,122,757	70,867	△3,738		
				国庫支出金 39,267			
				市債 31,600			
(1)総務管理費	1,537,226	59,188	1,596,414	60,150	△962		
				国庫支出金 28,550			
				市債 31,600			
8)財産管理費	68,018	11,500	79,518	12,500	△1,000		
				国庫支出金 12,500			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費 料 13. 委 託 料	500 11,000		250 11,377
[2]市有財産管理事業	10,273	△1,000	9,273		△1,000	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△1,000	測量委託料	6,054
[5]元気育成にぎわい いコムーネ(自治都市)創出事業		12,500	12,500	12,500		行革・財産活用室	
				国庫支出金 12,500			
				[地方創生加速化交付金 12,500]			

				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	500	講師謝礼	
				13.委 託 料	12,000	調査委託料	
9)企 画 費	137,398	6,000	143,398	6,000			
				国庫支出金	6,000		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	6,000		18,487
[20]元気育成にぎわい いコミュニネ（自治都市） 創出事業	9,200	6,000	15,200	6,000		危機管理課	
				国庫支出金	6,000		
				[地方創生加速化交付金	6,000]		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	6,000	防災ハザードマップ作成委託料	9,200
10)情報管理費	183,379	41,688	225,067	41,650	38		
				国庫支出金	10,050		
				市債	31,600		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	41,688		137,608
[6]自治体情報セキュリティ 強化対策事業		41,688	41,688	41,650	38	総務課	
				国庫支出金	10,050		

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 10 情報管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 10 情報管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				[地方公共団体情報 セキュリティ強化 対策費補助金 10,050]				
				市債 31,600 [自治体情報セキュ リティ強化対策事 業債 31,600]				
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	41,688	情報セキュリティ強化対策事業業務委託料		
(2) 徴 税 費	257,469	△2,776	254,693		△2,776			
1) 賦 課 費	162,332	△2,776	159,556		△2,776			
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	△2,776		35,263	
[2] 市税賦課事務事 業	54,832	△2,776	52,056		△2,776	税務課		
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	△2,776	測量・調査委託料 航空写真撮影業務委託料 固定資産税路線価付設業務委託料 評価基図作成業務委託料 空港島課税に伴う標準地比準割合調査業務委託料	△432 △200 △1,700 △400 △44	35,263
(3) 戸籍住民基本台 帳費	133,400	10,717	144,117		10,717			
				国庫支出金	10,717			
1) 戸籍住民基本台 帳費	133,400	10,717	144,117		10,717			
				国庫支出金	10,717			

				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	10,717		22,272
[2]住民登録事務事 業	35,543	10,717	46,260	10,717		市民課	
				国庫支出金 10,717 [個人番号カード交 付事業費補助金 10,717]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	10,717	個人番号カード交付事業負担金	22,272
3 民 生 費	10,501,386	12,146	10,513,532	△4,287	16,433		
				国庫支出金 △19,329			
				府支出金 15,042			
(1)社会福祉費	2,958,618	△381	2,958,237	△2,607	2,226		
				国庫支出金 △4,086			
				府支出金 1,479			
1)社会福祉総務費	287,446	△7,831	279,615	△7,607	△224		
				国庫支出金 △9,086			
				府支出金 1,479			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 12. 役 務 費 19. 負担金、補助及び 交付金	△1,000 △1,000 △5,831		23,702 4,805 164,196

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
[6]広域福祉共同処 理事務事業	17,541	1,255	18,796		1,479	△224	長寿社会推進課	
				府支出金	1,479			
				[広域福祉共同処 理事務移譲交付金	1,479]			
				節 区 分	金 額			
			19. 負担金、補助及び 交付金		1,255	広域福祉共同処理事務事業負担金	17,451	
[13]臨時福祉給付金 給付事業	132,190	△9,086	123,104		△9,086		生活福祉課	
				国庫支出金	△9,086			
				[臨時福祉給付金給 付事務費補助金	△2,000]			
				[臨時福祉給付金給 付事業費補助金	△7,086]			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	△1,000	超勤手当	2,272	
				12. 役 務 費	△1,000	郵便料	4,364	
			19. 負担金、補助及び 交付金	△7,086	臨時福祉給付金	103,782		
4)防 犯 費	2,675	5,000	7,675		5,000			
				国庫支出金	5,000			
				節 区 分	金 額			
				18. 備品購入費	5,000		320	

[3]元気育成にぎわい いコムーネ（自治都市）創出事業		5,000	5,000	5,000		生活福祉課	
				国庫支出金 5,000			
				[地方創生加速化交付金 5,000]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	5,000	器具購入費	
8)障害福祉費	1,353,864	2,450	1,356,314		2,450		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,450		57,171
[2]一般事務事業	6,978	2,450	9,428		2,450	障害福祉課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,450	障害者システム改修委託料	4,645
(2)児童福祉費	3,772,593	△64,802	3,707,791	△42,807	△21,995		
				国庫支出金 △37,886			
				府支出金 △4,921			
1)児童福祉総務費	1,363,408	△39,691	1,323,717	△34,770	△4,921		
				国庫支出金 △29,849			
				府支出金 △4,921			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 12. 役 務 費 13. 委 託 料 14. 使用料及び賃借料	△300 △1,400 △4,007 △1,182		13,863 3,532 5,564 1,182

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△2,772		30,021
				20. 扶 助 費	△30,030		1,271,460
[2] 児 童 手 当 事 業	1,270,278	△30,030	1,240,248	△25,109	△4,921	生活福祉課	
				国庫支出金 △20,188			
				[児 童 手 当 負 担 金 △20,188]			
				府支出金 △4,921			
				[児 童 手 当 負 担 金 △4,921]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△30,030	児童手当費	1,269,060
[5] 子 育 て 世 帯 臨 時 特 例 給 付 金 給 付 事 業	42,273	△9,661	32,612	△9,661		生活福祉課	
				国庫支出金 △9,661			
				[子 育 て 世 帯 臨 時 特 例 給 付 金 給 付 事 務 費 補 助 金 △6,889]			
				[子 育 て 世 帯 臨 時 特 例 給 付 金 給 付 事 業 費 補 助 金 △2,772]			
				節 区 分	金 額		
				3. 職 員 手 当 等	△300	超勤手当	962
				12. 役 務 費	△1,400	郵便料	2,539

				13. 委 託 料	△4,007	電算委託料 派遣委託料	△2,700 △1,307	5,207
				14. 使用料及び賃借料	△1,182	器具借上料		1,182
				19. 負担金、補助及び 交付金	△2,772	子育て世帯臨時特例給付金		30,021
3) 母子福祉費	362,168	△27,111	335,057		△9,037	△18,074		
				国庫支出金	△9,037			
				節 区 分	金 額			
				20. 扶 助 費	△27,111			360,540
[1] 児童扶養手当事業	341,672	△27,111	314,561		△9,037	△18,074	生活福祉課	
				国庫支出金	△9,037			
				[児童扶養手当負担 金	△9,037]			
				節 区 分	金 額			
				20. 扶 助 費	△27,111	児童扶養手当費		341,026
5) 保育子育て支援 費	100,934	2,000	102,934		1,000	1,000		
				国庫支出金	1,000			
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	2,000			724
[2] 保育子育て支援 事業	14,897	2,000	16,897		1,000	1,000	保育子育て支援課	
				国庫支出金	1,000			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 5 保 育 子 育 て 支 援 費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費 目 5 保育子育て支援費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[子ども子育て支援 システム改修費補 助金 1,000]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,000	電算システム改修委託料	724
(3)生活保護費	2,229,463	2,495	2,231,958		2,495		
1)生活保護費	2,229,463	2,495	2,231,958		2,495		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,495		21,995
[2]生活保護事業	2,118,625	2,495	2,121,120		2,495	生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,495	電算システム改修委託料	5,995
(4)国民健康保険費	754,832	74,660	829,492	40,997	33,663		
				国庫支出金 22,557			
				府支出金 18,440			
1)国民健康保険費	754,832	74,660	829,492	40,997	33,663		
				国庫支出金 22,557			
				府支出金 18,440			
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	74,660		754,832
[1]国民健康保険特 別会計繰出金事 業	754,832	74,660	829,492	40,997	33,663	保険年金課	

				国庫支出金 22,557 [保険基盤安定負担 金 22,557]			
				府支出金 18,440 [保険基盤安定負担 金 18,440]			
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	74,660	国民健康保険事業特別会計への繰出金	754,832
(5)介護保険費	785,880	174	786,054	130	44		
				国庫支出金 86			
				府支出金 44			
1)介護保険費	785,880	174	786,054	130	44		
				国庫支出金 86			
				府支出金 44			
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	174		785,598
[1]介護保険事業特別会計繰出金事業	785,598	174	785,772	130	44	長寿社会推進課	
				国庫支出金 86 [低所得者保険料軽減負担金 86]			

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

款 3 民 生 費 項 5 介 護 保 険 費 目 1 介 護 保 険 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 44			
				[低所得者保険料軽減負担金 44]			
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	174	介護保険事業特別会計への繰出金	785,598
4 衛 生 費	1,638,445	△42,756	1,595,689		△42,756		
(2)清 掃 費	1,130,002	△42,756	1,087,246		△42,756		
2)塵芥処理費	839,878	△42,756	797,122		△42,756		
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	△42,756		411,364
[4]泉南清掃事務組合負担金事業	411,045	△42,756	368,289		△42,756	清掃課	
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	△42,756	泉南清掃事務組合負担金	411,045
5 農 林 水 産 業 費	203,669	24,452	228,121	32,152	△7,700		
				国庫支出金 45,000			
				府支出金 △20,548			
				市債 7,700			
(1)農 業 費	186,682	6,452	193,134	14,152	△7,700		
				国庫支出金 27,000			

				府支出金 △20,548			
				市債 7,700			
3) 農業振興費	57,493	15,952	73,445	23,652	△7,700		
				国庫支出金 27,000			
				府支出金 △11,048			
				市債 7,700			
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金 8. 報 償 費 9. 旅 費 11. 需 用 費 13. 委 託 料 14. 使用料及び賃借料 18. 備品購入費 19. 負担金、補助及び 交付金	7,740 880 48 3,319 12,410 53 2,050 △10,548		647 518 142 280 2,645 1,700 49,475
[2] 農業振興事業	9,909	△5,500	4,409	△5,500		産業観光課	
				府支出金 △5,500			
				[新規就農者確保事業 補助金 △4,500]			
				[大阪府認定農業者 支援事業補助金 △1,000]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△5,500	青年就農給付金 大阪府認定農業者支援事業補助金	△4,500 △1,000 9,778
[3] 有害鳥獣被害防 止対策事業	6,935	△5,548	1,387	△5,548		産業観光課	

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 3 農業振興費

款 5 農林水産業費

項 1 農 業 費

目 3 農業振興費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 △5,548 [鳥獣被害防止総合 対策補助金 △5,548]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△5,548	鳥獣被害防止総合対策補助金	6,585
[4] 泉南地区農免農 道整備事業	31,562	0	31,562	7,700	△7,700		
				市債 7,700 [農道整備事業債 7,700]			
[8] 産官学連携まち ・海・里山活性 加速化事業		27,000	27,000	27,000		産業観光課	
				国庫支出金 27,000 [地方創生加速化交 付金 27,000]			
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	7,740	アルバイト賃金	
				8. 報 償 費	880	講師謝礼	
				9. 旅 費	48	普通旅費	
				11. 需 用 費	3,319	消耗品費 光熱水費 修繕料	2,443 76 800
				13. 委 託 料	12,410	調査設計費	
				14. 使用料及び賃借料	53	土地借上料	

				18. 備品購入費	2,050		
				19. 負担金、補助及び 交付金	500	産官学連携まち・海・里山活性化推進事業補助金	
7)溜池改修事業費	16,800	△9,500	7,300	△9,500			
				府支出金	△9,500		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△9,500		12,000
[1]溜池改修事業	16,800	△9,500	7,300	△9,500		産業観光課	
				府支出金	△9,500		
				[耐震対策農業水利 施設整備事業補助 金	△9,500]		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△9,500	物件調査委託料	12,000
(3)水産業費	15,786	18,000	33,786	18,000			
				国庫支出金	18,000		
1)水産振興費	15,786	18,000	33,786	18,000			
				国庫支出金	18,000		
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	300		300
				11. 需 用 費	200		610
				13. 委 託 料	4,500		3,093
				19. 負担金、補助及び 交付金	13,000		11,133
[4]産官学連携まち ・海・里山活性 加速化事業		18,000	18,000	18,000		産業観光課	

款 5 農林水産業費 項 3 水産業費 目 1 水産振興費

款 5 農林水産業費

項 3 水産業費

目 1 水産振興費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 18,000 [地方創生加速化交付金 18,000]			
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	300	普通旅費	
				11. 需 用 費	200	消耗品費	
				13. 委 託 料	4,500	調査設計費	
				19. 負担金、補助及び 交付金	13,000	産官学連携まち・海・里山活性化推進事業補助金	
7 土 木 費	1,763,443	△75,842	1,687,601	△68,700	△7,142		
				国庫支出金 △38,700			
				市債 △30,000			
(2)道路橋梁費	250,206	△39,842	210,364	△39,150	△692		
				国庫支出金 △22,550			
				市債 △16,600			
2)交通安全対策費	72,645	1,158	73,803		1,158		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,158		45,337
[7]利用環境改善促進等補助事業	4,623	1,158	5,781		1,158	環境整備課	

				19. 負担金、補助及び 交付金	1,158	市内バスＩＣカードシステム整備事業費補助金	4,623
3) 道路維持費	133,993	△41,000	92,993	△39,150	△1,850		
				国庫支出金 △22,550			
				市債 △16,600			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△41,000		56,900
[1] 道路維持管理事 業	102,733	△41,000	61,733	△39,150	△1,850	道路課	
				国庫支出金 △22,550			
				[橋梁改修等事業補 助金 △22,550]			
				市債 △16,600			
				[道路整備事業債 △16,600]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△41,000		56,000
(4) 都市計画費	923,699	△38,000	885,699	△31,550	△6,450		
				国庫支出金 △18,150			
				市債 △13,400			
4) 都市計画道路事 業費	40,751	△34,500	6,251	△31,550	△2,950		
				国庫支出金 △18,150			

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 4 都市計画道路事業費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 4 都市計画道路事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				市債 △13,400			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 15. 工 事 請 負 費	△26,500 △8,000		31,800 8,000
[1] 信 達 樽 井 線 改 良 事 業	7,460	△6,500	960	△4,850	△1,650	道路課	
				国庫支出金 △2,750 [信 達 樽 井 線 改 良 事 業 補 助 金 △2,750]			
				市債 △2,100 [道 路 整 備 事 業 債 △2,100]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△1,500	物件調査委託料	1,800
				15. 工 事 請 負 費	△5,000		5,000
[2] 砂 川 樫 井 線 新 設 事 業	33,291	△28,000	5,291	△26,700	△1,300	道路課	
				国庫支出金 △15,400 [砂 川 樫 井 線 新 設 事 業 補 助 金 △15,400]			
				市債 △11,300 [道 路 整 備 事 業 債 △11,300]			

				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△25,000	設計委託料	30,000
				15. 工事請負費	△3,000		3,000
5) 和泉砂川駅周辺 整備事業費	6,902	△3,500	3,402		△3,500		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3,500		5,500
[1] 和泉砂川駅周辺 整備事業	6,902	△3,500	3,402		△3,500	道路課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3,500	物件調査委託料	5,500
(5) 住 宅 費	422,775	2,000	424,775	2,000			
				国庫支出金	2,000		
4) 空家対策事業費		2,000	2,000	2,000			
				国庫支出金	2,000		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,000		
[1] 元気育成にぎわ いコミュニネ（自 治都市）創出事 業		2,000	2,000	2,000		住宅公園課	
				国庫支出金	2,000		
				[地方創生加速化交 付金	2,000]		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,000	空家活用方策調査検討業務委託料	

款 7 土 木 費 項 5 住 宅 費 目 4 空家対策事業費

款 8 消 防 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
8 消 防 費	860,129	10,837	870,966	1,866	8,971		
				諸収入 1,866			
(1)消 防 費	860,129	10,837	870,966	1,866	8,971		
				諸収入 1,866			
1)常備消防費	811,506	8,971	820,477		8,971		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	8,971		811,442
[2]泉州南消防組合 参画事業	794,490	8,971	803,461		8,971	危機管理課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	8,971	泉州南消防組合負担金	794,490
2)非常備消防費	47,292	1,866	49,158	1,866			
				諸収入 1,866			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	1,866		3,746
[1]消防団事業	39,923	1,866	41,789	1,866		危機管理課	
				諸収入 1,866			
				[退職報償金 1,866]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	1,866	退職報償金	3,746
9 教 育 費	1,988,522	△52,633	1,935,889	△9,605	△43,028		

				国庫支出金 13,195			
				府支出金 △20,000			
				市債 △2,800			
(1)教育総務費	347,626	9,500	357,126	9,500			
				国庫支出金 9,500			
3)指導費	91,218	9,500	100,718	9,500			
				国庫支出金 9,500			
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	200		1,327
				18.備品購入費	9,300		
[11]元気育成にぎわい いコムーネ(自治都市)創出事業		9,500	9,500	9,500		指導課	
				国庫支出金 9,500			
				[地方創生加速化交付金 9,500]			
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	200	講師謝礼	
				18.備品購入費	9,300	自動車購入費 学校備品購入費	1,260 8,040
(2)小学校費	390,936	△3,753	387,183	85	△3,838		
				国庫支出金 2,885			
				市債 △2,800			

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費 目 3 学 校 施 設 整 備 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
3)学校施設整備費	48,260	△3,753	44,507	85	△3,838		
				国庫支出金 2,885			
				市債 △2,800			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料 15.工事請負費	731 △4,484		24,929
[1]施設保全整備事業	48,260	△3,753	44,507	85	△3,838	教育総務課	
				国庫支出金 2,885			
				[学校教育設備整備 費等補助金 2,885]			
				市債 △2,800			
				[学校教育施設等整 備事業債 △2,800]			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	731	設計委託料	
				15.工事請負費	△4,484	各小学校整備工事 各小学校工事(維持)	7,841 △12,325
(3)中学校費	355,028	△60,000	295,028	△20,000	△40,000		
				府支出金 △20,000			
4)中学校給食費	195,687	△60,000	135,687	△20,000	△40,000		
				府支出金 △20,000			

				節 区 分	金 額		
				11. 需用費 15. 工事請負費 18. 備品購入費	△8,000 △32,000 △20,000		43,327 75,000 70,000
[1] 中学校給食導入事業	195,687	△60,000	135,687	△20,000	△40,000	教育総務課	
				府支出金 △20,000 [中学校給食導入促進事業費補助金 △20,000]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需用費	△8,000	消耗品費	43,327
				15. 工事請負費	△32,000		75,000
				18. 備品購入費	△20,000		70,000
(4) 幼稚園費	416,606	1,620	418,226	810	810		
				国庫支出金 810			
2) 教育振興費	111,635	1,620	113,255	810	810		
				国庫支出金 810			
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	1,620		17,002
[1] 就園奨励費事業	66,428	1,620	68,048	810	810	学務課	
				国庫支出金 810 [幼稚園就園奨励費補助金 810]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	1,620	電算システム改修委託料	

款 9 教 育 費 項 4 幼 稚 園 費 目 2 教 育 振 興 費

款 10 公 債 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
10 公 債 費	2,913,458	△19,556	2,893,902		△19,556		
(1) 公 債 費	2,913,458	△19,556	2,893,902		△19,556		
2) 利 子	397,142	△19,556	377,586		△19,556		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△19,556		397,142
[1] 市債管理事業 (利子)	387,142	△13,000	374,142		△13,000	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△13,000	市債利子償還金	387,142
[2] 一時借入金利子 支払事業	10,000	△6,556	3,444		△6,556	会計課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	△6,556	一時借入金利子	10,000
11 諸支出金	753,766	7,870	761,636	4,870	3,000		
				財産収入			
				1,153			
				寄附金			
				3,717			
(1) 公共施設整備基 金費	5,408	3,773	9,181	3,773			
				財産収入			
				80			
				寄附金			
				3,693			
1) 公共施設整備基 金費	5,408	3,773	9,181	3,773			

				財産収入 80			
				寄附金 3,693			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	3,773		5,408
[1]公共施設整備基金事業	5,408	3,773	9,181	3,773		財政課・行革・財産活用室	
				財産収入 80			
				[公共施設整備基金 利子 80]			
				寄附金 3,693			
				[公共施設整備事業 費寄附金 3,693]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	3,773	財政課 積立金 行革・財産活用室 積立金	5,408
						80	
						3,693	
(2)公債費管理基金費	309	190	499	190			
				財産収入 190			
1)公債費管理基金費	309	190	499	190			
				財産収入 190			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	190		309

款 11 諸支出金 項 2 公債費管理基金費 目 1 公債費管理基金費

款 11 諸支出金 項 2 公債費管理基金費 目 1 公債費管理基金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]公債費管理基金 事業	309	190	499	190		財政課	
				財産収入 190			
				[公債費管理基金利 子 190]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	190		309
(4)地域福祉基金費	799	470	1,269	470			
				財産収入 470			
1)地域福祉基金費	799	470	1,269	470			
				財産収入 470			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	470		
[1]地域福祉基金事 業	799	470	1,269	470		長寿社会推進課	
				財産収入 470			
				[地域福祉基金利子 470]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	470		799
(6)緑化基金費	745	435	1,180	435			
				財産収入 411			

				寄附金 24			
1)緑化基金費	745	435	1,180	435			
				財産収入 411			
				寄附金 24			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	435		745
[1]緑化基金事業	745	435	1,180	435		住宅公園課	
				財産収入 411			
				[緑化基金利子 411]			
				寄附金 24			
				[緑化事業寄附金 24]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	435		745
(7)奨学育英基金費	51	1	52	1			
				財産収入 1			
1)奨学育英基金費	51	1	52	1			
				財産収入 1			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	1		51
[1]奨学育英基金運 営事業	51	1	52	1		教育総務課	

款 11 諸支出金 項 7 奨学育英基金費 目 1 奨学育英基金費

款 11 諸支出金 項 7 奨学育英基金費 目 1 奨学育英基金費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				財産収入 1			
				[奨学育英基金(川 口)利子 1]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	1		51
(8)ふるさと泉南水 なす基金費	8,345	1	8,346	1			
				財産収入 1			
1)ふるさと泉南水 なす基金費	8,345	1	8,346	1			
				財産収入 1			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	1		8,345
[1]ふるさと泉南水 なす基金事業	8,345	1	8,346	1		政策推進課	
				財産収入 1			
				[ふるさと泉南水な す基金利子 1]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	1		8,345
(10)財政調整基金費	493,872	3,000	496,872		3,000		
1)財政調整基金費	493,872	3,000	496,872		3,000		

				節 区 分	金 額		
				25.積立金	3,000		493,872
[1]財政調整基金事業	493,872	3,000	496,872		3,000	財政課	
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	3,000		493,872
歳出合計	23,239,095	△68,353	23,170,742	27,163	△95,516		
				国庫支出金 39,433			
				府支出金 △25,506			
				財産収入 1,153			
				寄附金 3,717			
				諸収入 1,866			
				市債 6,500			

款 11 諸支出金 項 10 財政調整基金費 目 1 財政調整基金費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	536,500	14,729,131	543,000	14,735,631
(1) 土 木	47,800	4,477,953	17,800	4,447,953
(2) 農 林 水 産	28,000	297,048	35,700	304,748
(3) 教 育	53,200	1,447,422	50,400	1,444,622
(7) 総 務	68,700	6,563,094	100,300	6,594,694
計	1,747,957	27,187,477	1,754,457	27,193,977

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,767,332		8,767,332	37.8
(2) 地方譲与税	142,500		142,500	0.6
(3) 利子割交付金	22,400		22,400	0.1
(4) 配当割交付金	38,300		38,300	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	19,400		19,400	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,134,700		1,134,700	4.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	45,700		45,700	0.2
(8) 自動車取得税交付金	32,100		32,100	0.1
(9) 地方特例交付金	34,208		34,208	0.1
(10) 地方交付税	2,435,064	242,923	2,677,987	11.6
(11) 交通安全対策特別交付金	9,501		9,501	—
(12) 分担金及び負担金	318,811		318,811	1.4
(13) 使用料及び手数料	352,394		352,394	1.5
(14) 国庫支出金	4,427,546	39,433	4,466,979	19.3
(15) 府支出金	1,897,354	△25,506	1,871,848	8.1
(16) 財産収入	16,552	1,153	17,705	0.1
(17) 寄 附 金	8,430	3,717	12,147	0.1
(18) 繰 入 金	1,479,958	△338,439	1,141,519	4.9
(19) 諸 収 入	217,110	1,866	218,976	0.9
(20) 市 債	1,747,957	6,500	1,754,457	7.6
(21) 繰 越 金	91,778		91,778	0.4

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	23,239,095	△68,353	23,170,742	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	273,049		273,049	1.2
(2) 総務費	2,055,628	67,129	2,122,757	9.1
(3) 民生費	10,501,386	12,146	10,513,532	45.4
(4) 衛生費	1,638,445	△42,756	1,595,689	6.9
(5) 農林水産業費	203,669	24,452	228,121	1.0
(6) 商工費	111,300		111,300	0.5
(7) 土木費	1,763,443	△75,842	1,687,601	7.3
(8) 消防費	860,129	10,837	870,966	3.7
(9) 教育費	1,988,522	△52,633	1,935,889	8.3
(10) 公債費	2,913,458	△19,556	2,893,902	12.5
(11) 諸支出金	753,766	7,870	761,636	3.3
(12) 災害復旧費	156,300		156,300	0.7
(13) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	23,239,095	△68,353	23,170,742	100.0

議案第26号

平成27年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）

平成27年度大阪府泉南市の樽井地区財産区会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		7,201	778	7,979
	1)総務管理費	7,201	778	7,979
(2) 予備費		405,456	△778	404,678
	1)予備費	405,456	△778	404,678
歳 出 合 計		412,657	0	412,657

平成 2 7 年度

大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	7,201	778	7,979		778		
(1) 総務管理費	7,201	778	7,979		778		
1) 財産管理費	7,201	778	7,979		778		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	778		788
[1] 財産管理事業	7,201	778	7,979		778	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	778	弁護士報酬	788
2 予 備 費	405,456	△778	404,678		△778		
(1) 予 備 費	405,456	△778	404,678		△778		
1) 予 備 費	405,456	△778	404,678		△778		
[1] 予備費事業	405,456	△778	404,678		△778	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	412,657	0	412,657				

款 2 予 備 費 項 1 予 備 費 目 1 予 備 費

議案第 27 号

平成 27 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		754,832	74,660	829,492
	1) 他会計繰入金	754,832	74,660	829,492
(9) 諸収入		683,734	△74,660	609,074
	3) 雑入	683,382	△74,660	608,722
歳入合計		10,477,121	0	10,477,121

平成 2 7 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
8							
繰 入 金		754,832	74,660	829,492			
(1)							
他会計繰入金		754,832	74,660	829,492			
	1)						
	一般会計繰入金	754,832	74,660	829,492	1. 保険基盤安定繰入金	54,660	
					4. 財政安定化支援事業繰入金	20,000	
9							
諸 収 入		683,734	△74,660	609,074			
(3)							
雑 入		683,382	△74,660	608,722			
	6)						
	雑 入	672,871	△74,660	598,211	1. 雑 入	△74,660	雑入
歳 入 合 計		10,477,121	0	10,477,121			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

議案第 28 号

平成 27 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 180 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,076,049 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(6) 繰入金		867,832	174	868,006
	1)他会計繰入金	785,598	174	785,772
(8) 財産収入		395	6	401
	1)財産収入	395	6	401
歳入合計		5,075,869	180	5,076,049

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 基金積立金		99,108	180	99,288
	1) 給付準備基金積立金	99,108	180	99,288
歳 出	合 計	5,075,869	180	5,076,049

平成 2 7 年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6 繰 入 金		867,832	174	868,006			
(1) 他会計繰入金		785,598	174	785,772			
	1) 一般会計繰入金	785,598	174	785,772	7. 低所得者保険料軽減負担繰入金	174	
8 財産収入		395	6	401			
(1) 財産収入		395	6	401			
	1) 基金利子収入	395	6	401	1. 基金利子収入	6	
歳 入 合 計		5,075,869	180	5,076,049			

款 8 財産収入 項 1 財産収入 目 1 基金利子収入

歳 出

款 4 基金積立金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
4 基金積立金	99,108	180	99,288	6	174		
				財産収入	6		
(1) 給付準備基金積立金	99,108	180	99,288	6	174		
				財産収入	6		
1) 給付準備基金積立金	99,108	180	99,288	6	174		
				財産収入	6		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	180		99,108
[1] 給付準備基金積立金事業	99,108	180	99,288	6	174	長寿社会推進課	
				財産収入	6		
				[基金利子収入	6]		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	180		99,108
歳 出 合 計	5,075,869	180	5,076,049	6	174		
				財産収入	6		